

光市総合計画 中間報告書

第 1 部	総合計画策定の前提（案）	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2 部	光市基本構想（素案）	・ ・ ・ ・ ・	29
第 3 部	光市基本計画（骨子案）	・ ・ ・ ・ ・	53

政策企画部企画調整課

お問合せ等
光市政策企画部企画調整課
担当：福野（内線 211）
小田（内線 213）
TEL：0833－72－1400

総合計画策定の前提（案）

目 次

第1章 総合計画策定の趣旨	3
第2章 計画の特長	5
1 改革への戦略計画	
2 再生と創造への転換計画	
3 共創と協働への始動計画	
4 環境変化に柔軟に対応できる深化型計画	
第3章 計画の名称と構成及び期間	7
1 総合計画の名称	
2 総合計画の構成と期間	
第4章 計画策定の背景	9
第1節 市の概況	9
第2節 市民意識	14
第3節 時代の潮流（環境変化に対する基本的認識）	17
1 人口減少と少子・高齢社会の到来	
2 共創・協働型社会への転換	
3 地方主権の確立と財政基盤の強化	
4 環境や景観への取り組み	
5 産業経済基盤の強化と雇用の安定確保	
6 高度情報通信社会への対応	
7 安全と安心の確保	
8 人生の価値観やライフスタイルの多様化	
第4節 光市の課題と潜在力	21
1 地域固有の課題	
(1) 分散型の都市構造	
(2) 人口減少下における施設の統廃合	
(3) 地域経済の活性化による都市再生	
(4) 財政構造の転換	
(5) 新たな連携策の模索	
2 有位性と可能性	
(1) 自然と共生する「自然敬愛都市宣言」のまち	
(2) 子育てに優しい「おっばい都市宣言」まち	
(3) 豊かな歴史と文化が息づくまち	
(4) 充実した都市基盤とコンパクトなまち	
(5) 人に優しいぬくもりのあるまち	
(6) 新たな都市として未来を築きはじめたまち	
第5節 新市建設計画との関係	28

第1章 総合計画策定の趣旨

1 新市誕生

平成16年(2004年)10月4日、歴史的・文化的・地理的に繋がりの深い、旧光市と旧大和町は、長年にわたる住民の念願であった合併を実現し、新市「光市」が誕生しました。

行財政改革や地方分権の受け皿づくりなどを旗印として、全国的に地方自治体の再編が進む「平成の大合併」の真っ只中での合併でしたが、「改革」をテーマに、全ての事業について一からの見直しを行い、市内外から模範的な合併として高い注目を集める中、新市建設計画に基づき、「光る個性 地域の和 人と自然にやさしい生活創造都市」の実現を目指したまちづくりに取り組んでまいりました。

2 時代の要請

一方、私たちの暮らしを取り巻く社会経済情勢は、三位一体の改革をはじめ、これまで省庁や自治体が拠り所としてきた様々な仕組みや制度が崩壊するなど、新たな社会を創造するための試行錯誤が展開される激動の変革期を迎えています。

また、人口減少社会が現実のものとなり、かつての右肩上がりの成長の時代が終えんを迎えた今日、市民の行政サービスへの関心やまちづくりへの参加意識が高まっており、都市経営や行政サービスのあり方に対する発想の転換が求められています。

3 計画策定の必要性

こうした様々な環境の変化に対応していくためには、行政のみならず、市民の皆さんやNPOをはじめとする市民活動団体、さらには、地域の企業が、ともに相互の理解と信頼関係を築き、協力・連携することにより、それぞれが責任を持って公的な役割を分担していく、「共創と協働のまちづくり」の実現が必要です。

このためには、まちづくりの理念やまちの将来像を明確にするとともに、達成すべき目標を市民の皆さんと共有することが重要です。

また、地方主権の理念のもと、自らが歩む強固な都市経営を実現するためには、徹底した行財政改革を推進するとともに、地域の資源や特色を活かしながら、優れた都市基盤の有効活用を図ることにより、まちの有位性を磨き、地域全体の再生を進めていくこと

が大切です。

こうした点を踏まえ、新市に相応しい、そして、新たな時代を見据えた共創・協働を機軸としたまちづくりを実現するため、共通の指針として、総合計画を策定します。

この計画は、本市の最初の総合計画として、真の共創・協働による地域社会を築くとともに、全ての市民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくりを目指し、将来に向けた市の政策を定め、本市の姿勢を市内外に示そうとするものです。

第2章 計画の特長

1 改革への戦略計画

合併に伴い、全ての事業を一から見直す中で、都市の枠組みの再編と併せて、市民や職員の中にも、大きな改革への意識が芽生えており、戦略を持った改革が実行できる絶好の機会が訪れています。

このため、「都市経営」の概念を導入するとともに、達成目標などを明らかにしていくことにより、改革実行のための戦略計画とします。

2 再生と創造への転換計画

厳しい社会経済情勢の中では、「既存ストック」や「地域の有位性」を活かした都市の再生を進め、「量から質」へと新たな価値を創造することが重要であり、従来の考え方や枠組みにとらわれない大胆な発想転換を図ることが必要です。

このため、横断的な判断のもと、分野や組織を超えた施策の融合と連携を進めるとともに、地域の個性を磨き、有形・無形の資産を活用することにより、まちの再生を図り、新たな価値を創造するための転換計画とします。

3 共創と協働への始動計画

我が国の総人口が減少に転じることが現実のものとなり、かつての右肩上がりの成長の時代が終えんを迎えた今日、市民の皆さんの知恵と工夫をいかに生み出すかが重要であり、まちづくりへの想いの共有を図り、共創と協働への熱意を結集していくことが必要です。

このため、市民や事業者とのパートナーシップの構築により、はじめて各種事業の展開が可能であり、共創と協働社会の基盤づくりを行うべき時であるとの認識のもと、共創と協働によるまちづくりへの始動計画とします。

4 環境変化に柔軟に対応できる深化型計画

目指すべきまちの将来像や政策は、長期的な視野を持って設定しますが、施策や具体的な事業は環境の変化に応じて、柔軟かつ迅速に対応していくことが必要です。

このため、政策目標を達成するための手段となる具体的な施策や事業は、毎年度作成

する「行動計画」の中で明らかにし、常に、より効果的な事業を展開します。

第3章 計画の名称と構成及び期間

1 総合計画の名称

--

2 総合計画の構成と期間

総合計画は、基本構想及び基本計画で構成します。

また、基本計画を年次的に実施するため、短期の具体的事業計画として、行動計画を作成します。

それぞれの性格と目標年次及び期間は次のとおりとします。

(1) 基本構想

基本構想は、新しい時代の都市経営を行うにあたって、市民と行政がともに創る光市の将来像と、それを実現するための基本的な方向性を示すものです。

平成19年度(2007年度)を初年度として、平成28年度(2016年度)を目標年次とする10年計画とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を踏まえた最上位の計画として、将来像の実現に向けて、市民と行政とが取り組むべき施策の基本的な目標と方向性を体系的に明らかにするとともに、他の行政計画の柱となるものです。

今回の計画では、基本構想の10ヵ年のうち、前期基本計画として、平成19年度(2007年度)から平成23年度(2011年度)を目標年次とする5年計画とします。

後期基本計画については、今後の諸情勢の変化や前期基本計画における施策の進捗状況などを総合的に分析・点検していく中で定めることとします。

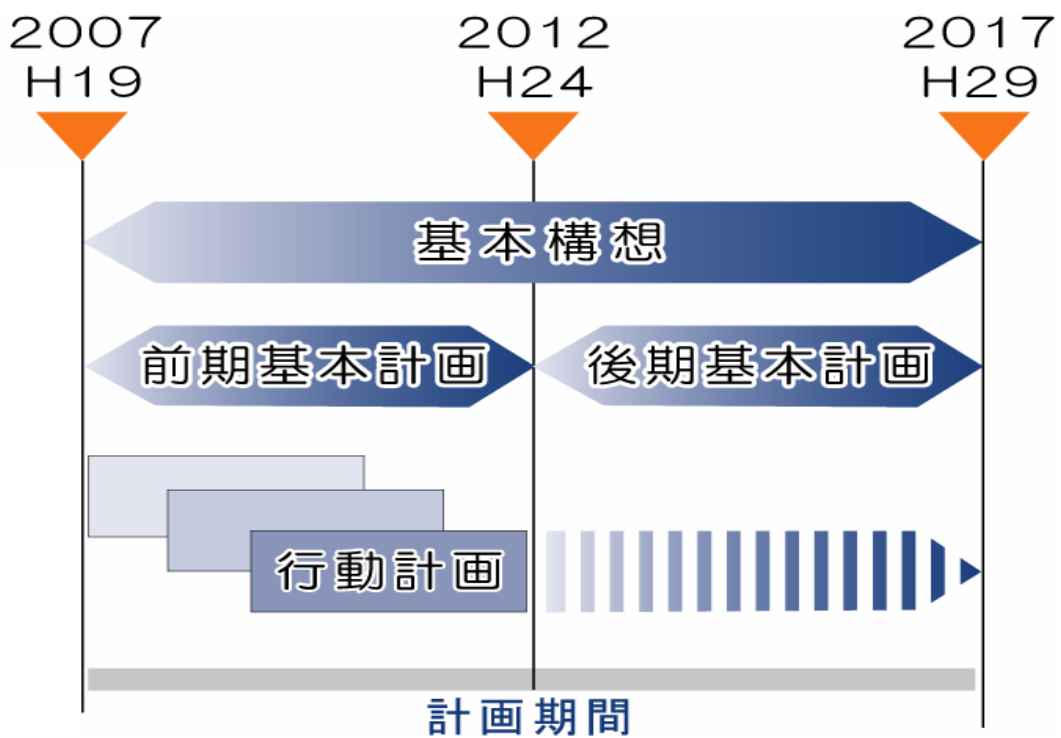
また、今後とも、社会経済情勢はもとより、国の制度や仕組みが大幅に変化することが予測されることから、状況の変化に応じては、早期の見直しも含めて柔軟に対応していきます。基本計画は、施策の方向性を示したものであり、計画に搭載する具体的な主要事業については、実施時点における最善の手法を検討するなど、柔軟かつ能動的な対応を図ります。

(3) 行動計画

行動計画は、基本計画で示した施策の基本的な方向に沿って、具体的な事業の内容を短期間の計画として示すものです。

計画期間は3年間とし、刻々と変化する社会情勢に即応するため、ローリング方式によって、毎年度、検証と見直しを行います。

◆目標年次と期間



第4章 計画策定の背景

第1節 市の概況

1 位置と地勢

光市は、山口県の東南部、周南工業地帯の東部に位置しており、市の東側に柳井市、田布施町、北側に周南市、岩国市、西側では下松市に隣接しています。

市域の北西部を島田川、北東部を田布施川が貫流し、両河川を中心にまとまった平地が広がっています。両河川の上流部には良好な田園地域が広がるとともに、瀬戸内海沿岸や岩田駅周辺には市街地が形成されています。

本市は、瀬戸内の温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれており、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や象鼻ヶ岬など風光明媚な海岸部は瀬戸内海国立公園に、また、青々とした森の石城山を中心とした山間部は石城山県立自然公園として指定を受けています。

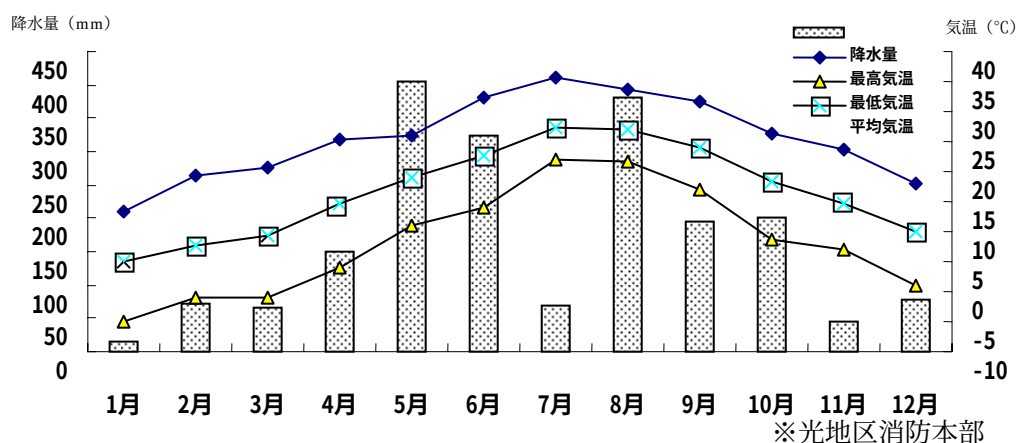
2 気候

平成16年の気象状況をみると、年間を通じた平均気温は、16.7℃（最高 35.8℃、最低-4.9℃）、年間降水量は2004mmで、気候は温暖で暮らしやすい瀬戸内式気候で、最適な住環境を備えた都市といえます。

年次	気温（℃）			湿度（％）			降雨量（mm/年）		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	降雨日数	降雨量	月平均
平成13年	34	0	18.1	100	12	71.0	107	1411.5	117.6
平成14年	33	-3	15.9	100	16	75.7	100	1279.5	106.6
平成15年	33	-6	15.6	100	17	72.4	122	1635.5	136.3
平成16年	36	-5	16.7	96	11	67.4	109	2004.5	167.0
平成17年									

【平成16年の月別状況】

※H17の数値は現状空欄。光地区消防本部



3 面積

東西方向は約 16km、南北方向は約 15km、総面積は約 92km²です。

4 人口動態

(1)人口の動向

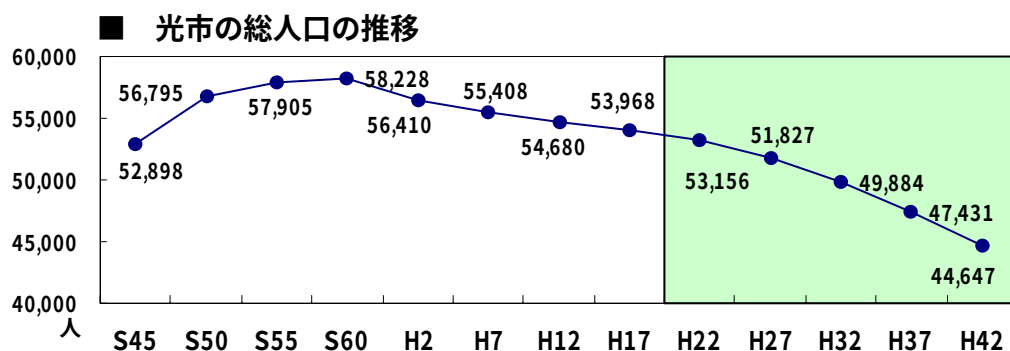
本市の総人口は、平成 17 年の国勢調査(速報値)では、53,968 人で、昭和 60 年の 58,228 人をピークとして減少傾向が続いています。

一方、我が国の総人口は、平成 17 年の国勢調査(速報値)によると、1 億 2,776 万人で、平成 12 年に比べ 83 万人の増加となったものの、戦後最低の増加率となるとともに、平成 16 年の 1 億 2,778 万人(人口動態統計速報値による暫定推計人口)を 2 万人下回り、我が国の人口は平成 16 年をピークとして減少に転じたものと推測されています。

また、5 年間に人口が増加したのは 15 都府県に留まっており、山口県では、平成 12 年に 1,528 千人であった人口が、平成 17 年には 1,493 千人と減少に転じるとともに、県内の市町村では、山口市と下松市及び田布施町を除き、減少しています。

光市の状況は、県内の都市部では増減率が 4 番目に高いものの、平成 12 年に 54,680 人であったものが、平成 17 年には 53,968 人(増減率△1.3%)となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 27 年には 51,827 人、平成 42 年には 44,647 人に減少するものと推計されています。

なお、人口推計については、同研究所の基礎数値が平成 12 年の国勢調査であることから、平成 17 年の国勢調査の年齢別人口が確定した時点で、再度、推計を行う予定です。



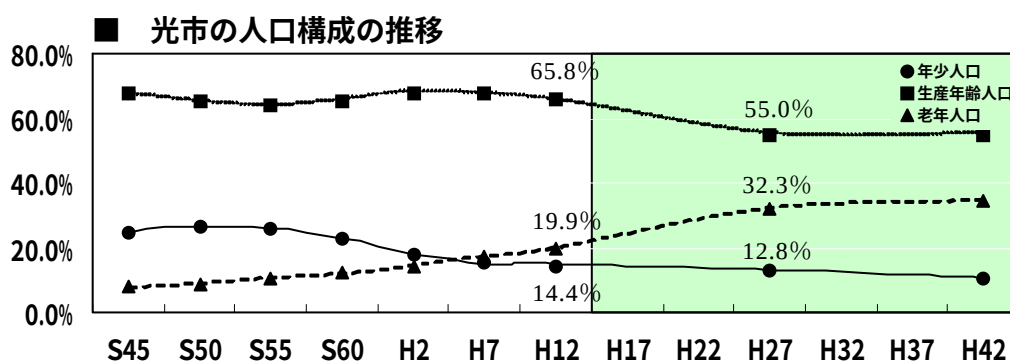
※国勢調査、平成 22 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

(2)年齢別人口の構成

3 区分別の年齢構成は、年少人口 (0～14 歳) と生産年齢人口 (15～64 歳) とともに減少傾向を示しているのに対して、老年人口 (65 歳以上) の比率は、昭和 55 年の 10.5%から平成 12 年には 19.9%と倍増し、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 27 年には 32.3%と人口の3分の1を占めることが予測されております。

また、年少人口と老年人口の割合は平成27年には人口の半分を占めることとなり、生産年齢人口の負担が益々増加することが予測されています。

なお、人口推計と同様に年齢別人口の構成についても、平成 17 年の国勢調査の年齢別人口が確定した時点で、再度、推計を行う予定です。



※国勢調査、平成 17 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

(3)世帯数

我が国における世帯数は、平成 12 年に 4,678 万世帯であったものが、平成 17 年には 4,953 万世帯と 5.2%の増加となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成27年に 5,048 万世帯とピークを迎え、総人口から 9 年遅れて減少に転じ、平成 37 年には 4,964 万世帯になると推計されています。

また、平均世帯人員は、平成 12 年の 2.67 人から平成 17 年には 2.58 人に減少しており、同研究所によると平成 37 年には 2.37 人へと縮小を続けますが、縮小の速度は次第に緩やかになると推測されています。

山口県では、平成 12 年に 58.2 万世帯 (1 世帯あたり 2.62 人) であったものが平成 17 年の 59.1 万世帯 (1 世帯あたり 2.52 人) と 1.3%の増加となっていますが、同研究所によると、平成 17 年をピークに減少に転じ、平成 37 年には 53.9 万世帯となり、全国で最も早く減少に転じ、世帯人員は、平成 12 年の 2.56 人から平成 37 年には 2.28 人へと減少を続けると推計されています。

光市の世帯数は、山口県の傾向とは異なり、全国平均かそれ以上の増加傾向を示すものと考えられ、世帯人員は引き続き減少傾向を示し、核家族化がさらに進行するものと予測されます。

なお、世帯数については、現段階では市区町村別の推計がされていないため、平成17年の国勢調査の年齢別人口が確定した時点で、推計を行う予定です。

■ 光市の世帯数の推移

区 分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
世 帯 数	14,405	15,965	16,536	17,666	18,154	19,130	19,992	20,513
世帯当り人員	3.7	3.6	3.5	3.3	3.1	2.9	2.7	2.6

※国勢調査

また、世帯主が65歳以上の世帯は、平成12年の1,114万世帯から、平成37年には1,843万世帯へと1.65倍となり、75歳以上の世帯は394万世帯から1,039万世帯へと2.64倍もの増加となると推計されています。

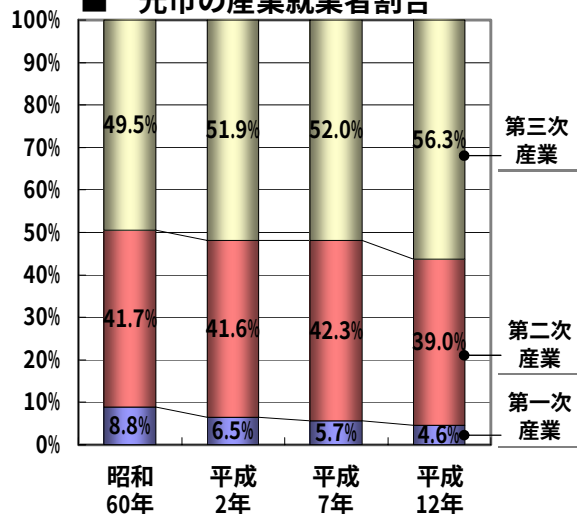
5 産業活動

光市の産業従業者数は、第1次・第2次産業従業者が減少し、第3次産業従業者が増加しています。

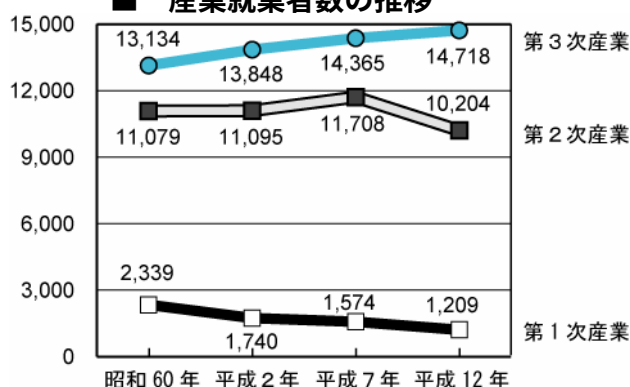
また、山口県内でも、第2次産業従業者の割合が高い状況にあり、臨海部の2大企業を中心とした第2次産業が基幹産業であること示しています。

しかしながら、設備の近代化等を背景として、第2次産業の雇用力が失われつつあり、第3次産業へのシフトが進んでいます。近年では、その雇用力を第3次産業でカバーできていない状況となっています。

■ 光市の産業就業者割合



■ 産業就業者数の推移

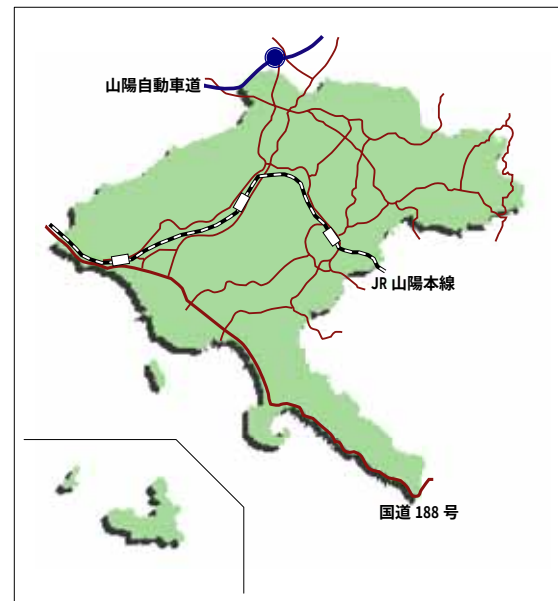


6 交通体系

本市における道路網の骨格は、市域を東西に走る国道 188 号が主要幹線道路となり、これが放射状に主要地方道及び一般県道が幹線道路として接続し、道路ネットワークを形成しています。市域に近接して山陽自動車道が通っており、熊毛ICは広域道路ネットワークの拠点となっています。

また、公共交通として、JR山陽本線が通っており、市内に、光駅・島田駅・岩田駅の3つの駅を有しています。

■ 光市の交通体系



第2節 市民意識

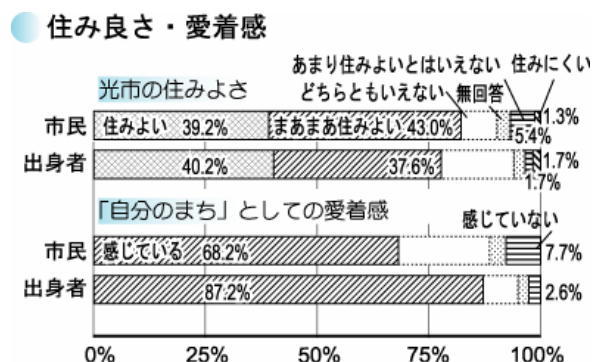
光市のまちづくりに関する市民の意識や要望を把握するとともに、総合計画策定のための基礎資料とするため、平成17年8月に18歳以上の市民を対象とした「市民アンケート」と外から見た光市のイメージ等を把握するための「光市出身者アンケート」を実施しました。

	配布数	有効配布数 A	回収数 B	回収率 B/A
市民アンケート①	3,000	2,993	1,146	38.3%
市民アンケート②	3,000	2,984	1,090	36.5%
出身者アンケート	258	255	117	45.9%

1 住み良さ・愛着感

光市の住みよさについては、「住みよい」と「まあまあ住みよい」の回答を合わせると、市民が約82%、出身者が約78%と非常に高くなっています。

また、「自分のまち」としての愛着感を持っているのは、市民が約68%、出身者では約87%もの高い比率を示しています。

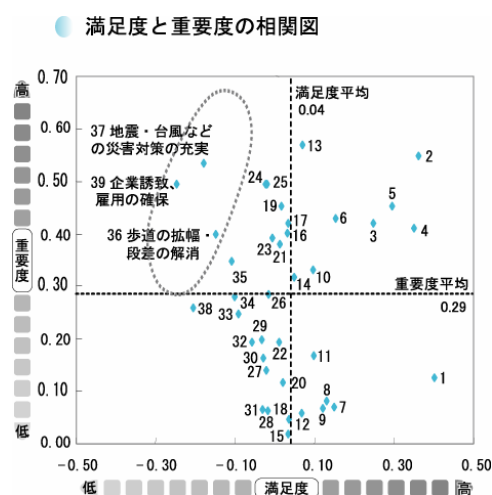


2 市政の評価

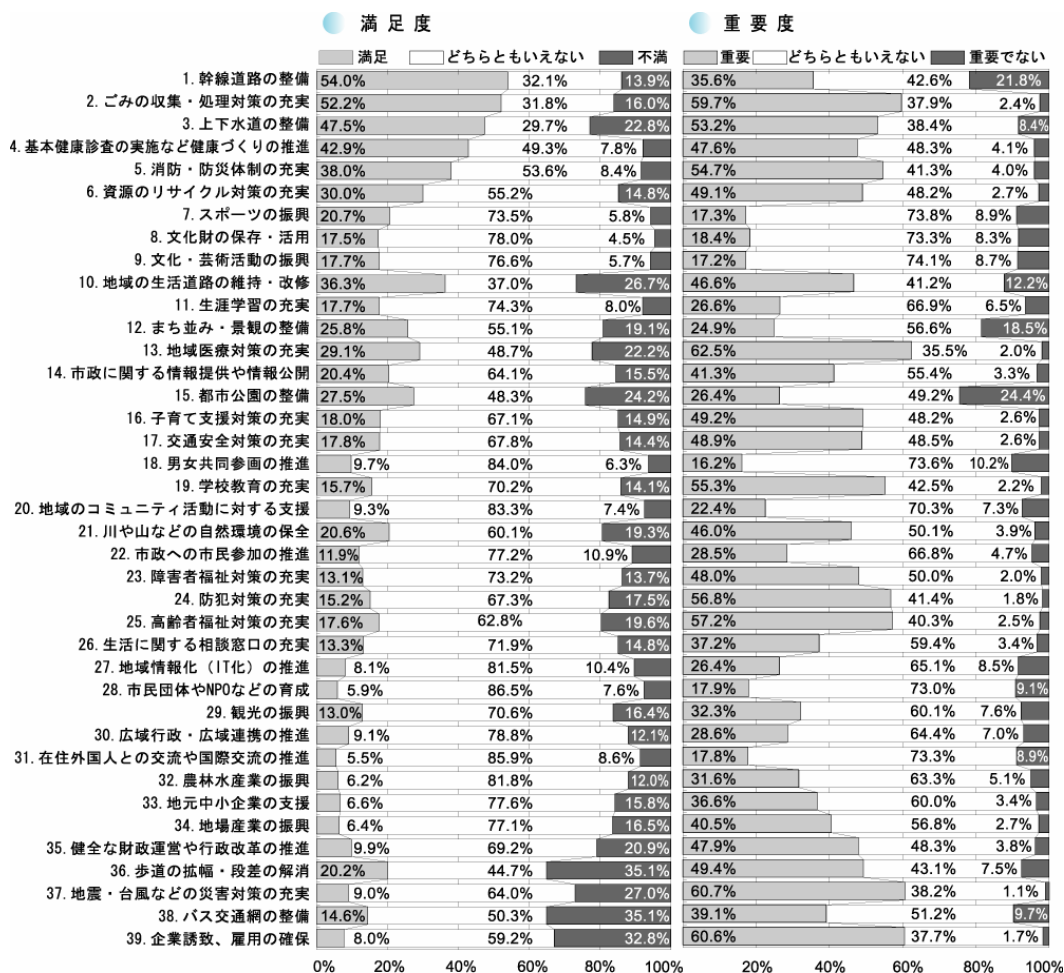
市民アンケートでは、「顧客満足度調査」の視点を取り入れ、各種施策に対する満足度と重要度に関する調査を実施しました。

満足度が高いものは、「幹線道路の整備」、「ごみの収集・処理対策の充実」など、重要度が高いものは、「地域医療対策の充実」、「地震・台風などの災害対策の充実」、「企業誘致・雇用の確保」などとなっています。

一方、満足度が低いもののうち、「地震・台風などの災害対策の充実」、「歩道の拡幅・段差の解消」、「企業誘致・雇用の確保」については、重要度が高くなっており、市民ニーズが高い施策であると考えられます。



また、重要度が低いもののうち、「市民団体やNPOなどの育成」、「在住外国人との交流や国際交流の推進」、「男女共同参画の推進」などについては、満足度、重要度とも「どちらともいえない」という回答が全体の 70%以上を占めています。こうした結果は、これらの施策に対する関心が低いことも影響しているものと考えられます。



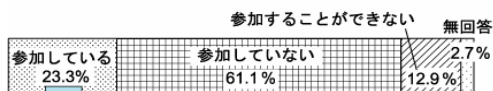
3 共創・協働のまちづくり

現在、まちづくり等の活動に参加している方は市民の約 23%となっており、参加している活動分野としては、「ごみの減量化・リサイクル」、「健康づくり活動」、「高齢者の支援」などが多くなっています。

これからまちづくり活動に参加したいという方は、約 45%となっており、活動したい分野としては、現在活動している方が多い分野に加え、「自然保護や環境の保全」などが多くなっています。

また、市民活動に取り組みやすくなるためには、「参加する時間の確保」、「いっしょに活動する仲間の確保」などが必要との回答が多くなっています。

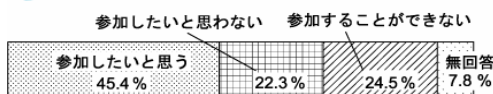
● 現在のまちづくり活動への参加状況



● 参加している活動分野（上位 5 位まで）

1	ごみの減量化・リサイクル	27.0 %
2	健康づくり活動	22.5 %
3	高齢者の支援	20.6 %
4	スポーツ活動への支援	19.5 %
5	まちの美化・緑化に関する分野	17.6 %

● これからのまちづくり活動への参加意向



● 参加したい活動分野（上位 5 位まで）

1	自然保護や環境の保全	34.6 %
2	ごみの減量化・リサイクル	33.3 %
3	高齢者の支援	32.3 %
4	健康づくり活動	28.8 %
5	まちの美化・緑化に関する分野	24.0 %

● 市民活動に取り組みやすくなるために必要なこと（上位 5 位まで）

1	参加する時間の確保	40.1 %
2	いっしょに活動する仲間の確保	33.9 %
3	活動を一時的に体験できる場や参加する機会の確保	25.3 %
4	活動を必要とする人や施設の情報	22.2 %
5	NPOやボランティアの情報	12.3 %

第3節 時代の潮流（環境変化に対する基本的認識）

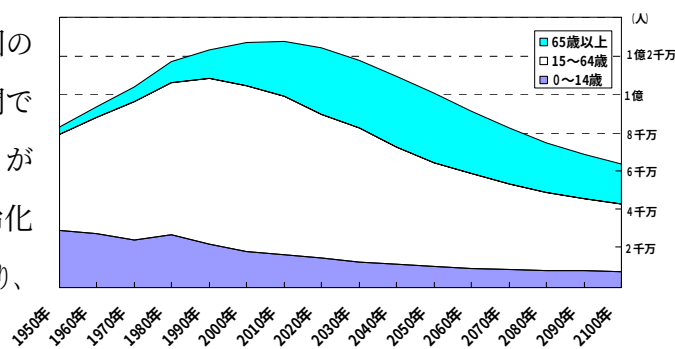
私たちの暮らしを取り巻く社会経済情勢は分野を問わず大きく変化しています。

新市の進むべき方向性を明確にしていくためには、長期的な展望に立ちつつも、こうした時代の潮流や環境の変化を的確に捉えながら、時代の要請に柔軟に対応していくことが必要です。

このため、計画策定にあたっては、特に人々の生活や地域社会への影響といった観点から、計画全体を通して踏まえるべき環境変化に対する基本的な認識として、以下の8つを掲げます。

1 人口減少と少子・高齢社会の到来

平成 17 年（2005 年）、遂に我が国の総人口は減少に転じ、今後 100 年間で半減し、昭和初期の水準になることが予測されています。また、少子・高齢化はさらに加速度的に進行しつつあり、社会保障制度を維持していくことも困難な状況となりつつあるなど、



※国立社会保障・人口問題研究所推計値

社会全体に多大な影響と変化を及ぼすことが想定されます。

中でも、我が国における合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム期では、4.00を超える高い水準でしたが、1950年代前半に急減し、1974年には2.05と、日本の人口置き換え水準である2.08を下回り、2005年には、1.25となるなど、超高齢社会への対応とともに、超少子社会への抜本的な対応が求められています。

こうした時代にあって、現状を認識しつつも、将来を悲観するのではなく、新しい地域社会のシステムを構築することにより、誰もが長寿を祝福できるまちづくり、そして、子どもを産み育てることに夢や希望を持てるまちづくりを進める必要があります。

2 共創・協働型社会への転換

多様化する市民ニーズへの的確な対応が求められる中で、行政主導による施策の立案と事業の実施という従来型の行政運営では、市民が必要とする行政サービスの提供や個別の課題の解決には一定の限界が生じてきています。

また、右肩上がりの成長の時代が終えんを迎えた今日、限られた財源とスリム化する行政組織において、市民が必要とするサービスを永続的に提供していくためには、市民や事業者と行政との相互理解と協力による「共創・協働型社会」へと転換していくことが最も重要となっています。

3 地方主権の確立と財政基盤の強化

少子高齢化が急速に進み、今後、税や社会保障に関する負担が増大せざるを得ない状況において、住民に最も身近な市町村には、自治や市民サービスに関して権限を持ち、その執行に責任を負う、「真の地方主権」を確立することが求められています。

そのためには、画一的な事業ではなく、政策に基づく地域独自の施策や事業を立案していくための能力を育成していくとともに、事業を推進していくための裏付けとなる強固な財政基盤を確立することが必要です。

4 環境問題への取り組み

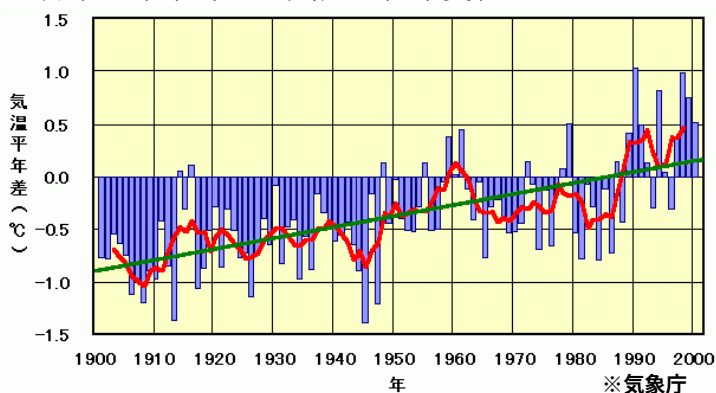
大量生産・大量消費・大量廃棄という経済システムは、地球温暖化など、地球規模の環境破壊をもたらし、近年では、ダイオキシンの発生や環境ホルモン、アスベストなどの身近な環境問題も顕在化してきています。

環境問題は、空間的な問題に留まらず、遠い将来の世代まで影響を残す時間的な問題を含有し

ており、人類の存続にも関わる重大な問題となっています。

こうした中、環境負荷を軽減し、循環型の社会システムを構築するための取り組みが必要であり、行政と市民、事業者とが互いに連携し、地域や家庭レベルで行動していくことが求められています。

■ 日本の年平均地上気温の経年変化



※ 年差：平均気温から平年値（30年間の平均値）を差し引いた値

日本の気温は 1940 年代半ばまでは比較的低温の期間が続いていましたが、その後は上昇に転じ、特に、1990 年代以降は過去 100 年間のどの期間と比べても気温が高くなっています。
長期的な傾向としては、100 年当たり 1.0°C 上昇しており、世界全体 (0.7°C) より大きい上昇率を示しています。

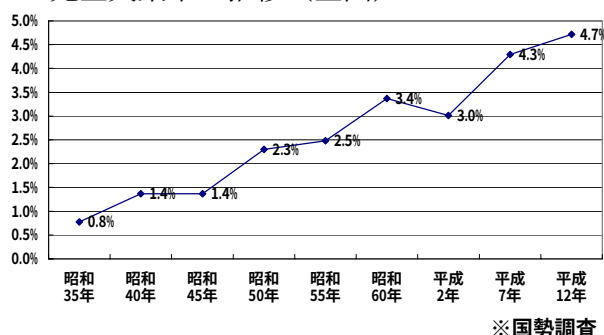
5 産業経済基盤の強化と雇用の安定確保

我が国の経済は、企業部門を中心に回復傾向にあるものの、米国経済の減速や雇用・所得環境の改善の遅れによる需要の減少、原油の高騰による企業活動への影響など、先行き不透明な状況となっています。

また、人口減少と高齢化、金融・経済活動のグローバル化や国際競争の激化などの大きな環境変化に直面しています。

特に、地方都市における雇用状況や中小企業の業況は依然として厳しく、雇用や消費の低迷に伴って、都市の活力の低下が懸念されており、産業構造の変化への対応と雇用の安定確保が求められています。

■ 完全失業率の推移（全国）



6 高度情報通信社会の到来

情報通信分野における技術革新はめざましく、パソコンや携帯電話はもとより、IT 家電の普及など、ユビキタスネット社会（あらゆる人や物がネットワークを通じて結びつく高度情報化社会）の到来が現実のものとなりつつあり、私たちの生活スタイルも大きく変化しています。

行政においても、国の「u-Japan 政策」に呼応して、情報基盤整備を進めるとともに、市民サービスの向上や各種業務の効率化、電子申請など、「電子自治体」の構築へ向けた取り組みが進んでいます。

こうした一方で、個人間の情報格差の増大や個人情報の漏洩、ネット犯罪の増加、システムに係る経費の増大など、新たな問題への対応が求められています。

7 安全と安心の確保

我が国は、その地形・地質・気候条件等から、自然災害が多発しやすく、また、狭い平野部に密集した都市形態を呈していることから、平成 7 年の阪神・淡路大震災をはじめ、巨大地震や台風などにより、人々の生命や財産に甚大な被害を受けてきました。

こうした自然災害は、その発生を防止することはできませんが、被害を軽減することは可能であり、いつどこでも起こりうる災害への備えを実践する「減災社会」の実現が求め

られています。

また、災害や犯罪、交通事故などを防止し、安全・安心な地域社会を創造していくためには、行政による「公助」のみならず、市民や地域の協力による「自助」、「共助」の取り組みがますます重要となっています。

8 人生の価値観やライフスタイルの多様化

社会経済情勢の変化に伴って、人々の価値観は「心の豊かさ」への志向が強まっており、個人や家族の幸せを求める意識が強まる一方で、人々のライフスタイルも個性化と多様化が進んでいます。

また、団塊の世代に代表される活力あるシニア世代が第2のライフステージへと、その活動の場を転換することによって、地域やボランティア活動が活発化するとともに、労働時間の短縮等とも相俟って、自己発見や自己実現などを目指した生涯学習志向の高まりやスローライフなどに代表される、新しい価値観に基づく新たな生活様式を創造していくことが求められています。

一方、個人主義の台頭により、他人への無関心や住民間のトラブル、複雑な背景を持つ事件の増加が懸念されており、地域コミュニティの重要性がますます高まっています。

第4節 光市の課題と潜在力

光市の将来を考えるにあたっては、新市の持つ「弱み」と「強み」を客観的に把握することが大切です。

このため、地域固有の課題に加えて、地域の有位性や潜在的な可能性を以下のとおり整理し、最も光市に相応しいまちづくりを進めていく必要があります。

1 地域固有の課題

(1) 分散型の都市構造

本市は、都市形成の歴史的経緯や地理的制約により、中心的な市街地が無い、分散型の都市構造を呈しています。また一方では、自然環境の豊かな地域や、歴史・文化の息づく地域、駅を中心とした地域など、多様な個性と魅力あふれる地域が形成されています。

このため、画一的な整備を進めるのではなく、地域の個性を伸張するような地域づくりを進めるとともに、地域の連携による相互補完や交流の促進などにより、総合力としての都市のポテンシャルを高めていく必要があります。

また、住民の一体感の早期醸成を図るためにも、移動に要する時間の短縮が課題となっており、交通基盤と交通手段の両面から、効果的な対策を進めていくことが必要です。

(2) 人口減少下における施設の統廃合

本市は、高度経済成長期を中心に、豊富な財源を背景として、各種の公共施設の整備を進めてきた結果、公共施設の整備水準は県下でもトップクラスを誇っています。また、合併により誕生した本市では、2つの総合病院をはじめ、教育、文化、スポーツ施設を中心に、多くの施設が重複しているとともに、児童・生徒の減少に伴う幼保一元化等も課題となっています。

こうした施設は、市民サービスの向上に大きく寄与してきましたが、人口減少が現実のものとなった今日、施設の維持・管理に係る経常経費の割合は増加し、市財政はもとより、市民負担の大幅な増加が懸念されており、一元化や統廃合も視野に入れた施設の再編が求められています。

(3) 地域経済の活性化による都市再生

本市は、2大企業を中心に県内屈指の近代的産業都市として発展し、周防や大和工業団地、ひかりソフトパークの開発など、新たな産業の創出を進めてきました。

しかしながら、長引く不況や経済のグローバル化を背景として、地域産業の担い手である中小企業を取り巻く環境は極めて厳しく、また、消費の低迷も顕在化しており、地域全体の活力の低下が懸念されています。

このため、2大企業の一層の振興に加えて、既存産業の高度化や次世代産業の育成、地産地消の促進等による第1次産業も含めた、新たなビジネスチャンスの育成や支援、Uターンへの受け皿づくりを進め、新たな雇用の創出と地域経済全体の活性化を図ることが求められています。

(4) 財政構造の転換

バブル経済崩壊後の経済対策として、公共事業を中心とした財政出動が行われた結果、国、地方を問わず長期債務が累積し、この解消が大きな課題となってきました。このため、経済社会の構造改革が急務となり、三位一体の改革など国と地方の財政システムの見直しが進められ、地方財政の国への依存体質からの脱却が求められています。

本市においては、法人関係税に依存する歳入構造、整備水準の高い施設の維持管理経費や起債償還費、少子高齢化の進行に伴う扶助費の増嵩などの財政構造上の特色を有していることから、事務事業の選択と集中を図りながら、公民の役割分担のもとで、新たな行政需要に対応できる、持続可能な財政構造への転換を推進することが求められています。

(5) 新たな連携策の模索

① 国・県及び自治体間の連携

地方分権一括法の施行や三位一体改革の推進に伴い、国や県と市町村の関係は「対等・協力」へと変化し、市町村には基礎的自治体として自主性と自立力の強化が求められるとともに、厳しい財政状況の中で、市域を越える自然環境の保全やごみ処理、都市基盤の整備など、多様な市民要望に応えるためにも近隣市町村との協力と連携が必要となってきています。

また、光市と同様に県内・全国において市町村の再編が進むとともに、国主導、公共投資牽引型の「全国総合開発計画」が廃止され、地方の独自性を活かした「国土形成計画（平成 19 年度）」へと大きく転換され、全国を 10 圏域程度に分割した「広域地方計画（平成 20 年度）」を策定することになります。

こうした状況に加えて、道州制をはじめ国と地方との関係や広域行政圏のあり方など、大きな変革の中で、各種の課題に対応していくためにも、国や山口県との関係も含めて、近隣自治体や関係機関との新たな関係を築いていくことが求められています。

② 市民や地域・団体等との連携

地方分権の推進をはじめ、地方や地域の自立の流れが加速化する中、柔軟性先進性、機動力などに優れた市民の主体的な公益活動は、新しい時代のまちづくりや地域社会を創造していくための大きな原動力として期待されています。

本市においても、NPOをはじめとした各種の市民活動や公民館や自治会を中心とした地域活動が活発化しており、団塊の世代に象徴される知識や活力あふれるシニアが地域やまちづくりに参画し活躍する大きなチャンスが訪れています。

こうした中で、これからのまちづくりには、市民や地域・団体など、多様な主体と行政とが、公共の担い手として積極的に参加し、役割と責任を自覚しながら連携していくことが求められています。

2 有位性と可能性

前述のように、社会経済情勢が刻々と変化する中、本市を取り巻く環境は、非常に厳しい状況ですが、本市の自然や歴史・文化、そして、着実に歩み続けてきたまちづくりを踏まえると、将来の展望を開いていくための大きな潜在力を秘めた都市といえます。

特に、全国でも唯一無二の「光」という自治体名や、「自然敬愛都市宣言」と「おっばい都市宣言」という2つの宣言は、地域アイデンティティの確立に加えて、さらなる光市の飛躍をイメージさせる都市のブランドとなるものと期待されます。

こうした認識のもと、以下6つの有位性と可能性を将来への足がかりとして、総合計画を策定し、オリジナリティあふれる新たなまちづくりを推進していきます。

(1) 自然と共生する「自然敬愛都市宣言」のまち

本市は、白砂青松の虹ヶ浜・室積海岸に代表される瀬戸内海国立公園や幽玄な石城山県立自然公園に囲まれるとともに、豊富な水をたたえる島田川や田布施川など、海・山・川からなる水と緑の自然豊かな地域環境を有しています。

また、貴重な動植物も多く、室積半島の峨嵋山樹林やクサフグ産卵地、牛島のモクゲンジ群生地等は天然記念物に指定されるとともに、春には梅・桜・ツツジ・シャクナゲ、夏の訪れとともに咲くアジサイ、秋にはモクセイ・イチョウなど、四季折々にまちを彩る花々をはじめとした美しい自然の風物にふれることができます。

これらの貴重で美しい自然環境は、人々の生活にも多大な恵みを与えており、光市民共通の財産として、自然と共生した都市景観や人々の生存空間の創出に欠かせない大きなポテンシャルを秘めており、平成18年3月、自然敬愛都市宣言のまちとして、これまでの取り組みを礎に、新たな一步を踏み出しました。

■ 市の木・市の花



市の木 クロマツ



市の花 ウメ

光市自然敬愛都市宣言

～ 美しく すばらしい自然を次世代へ ～

わたくしたちのまち光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、市民や水鳥の憩いの場である島田川、また、原生樹林のある峨嵋山や神籠石のある石城山など、古来から先人たちが守り育ててきた水や緑の豊かな自然を有し、今日まで、はかりしれない多くの恵みを受け、健康で文化的な生活を築いてきました。しかし、現代社会がもたらした地球環境の悪化は、わたくしたちにとって、緑や生態系の破壊、異常気象など重大な問題を生じさせています。

わたくしたちは、こうした問題を深刻に受け止め、山や川、海の多様な生物の生態系保全とともに、自然と共生できる社会の実現に努める必要があります。そして、わたくしたち市民一人ひとりが光市の財産であるふるさとの豊かな自然環境を守り育て、次世代へ引き継がなくてはなりません。

美しい山・川・海を有するわたくしたち光市民は、その恵みに感謝し、自然を敬愛し、自然の摂理にかなった、快適でうるおいとやすらぎのあるまちづくり、ふるさとづくりを進めることを、ここに宣言します。

- 1 自然の偉大さ、やさしさ、きびしさを知り、自然に学びふれあい、豊かな心を育みます
- 2 美しい緑、清らかな水、さわやかな空気のもと、ふるさとのかけがえのない自然を創意と工夫をもって守ります
- 3 自然を敬愛する心を養い、はかりしれない自然の恵みに感謝します

平成 18 年 3 月 23 日

山口県光市

(2) 子育てに優しい「おっぱい都市宣言」のまち

本市では全国でも先進的な「おっぱい都市宣言」を柱として、母乳育児に留まらず健やかな子どもを産み育て、そしていつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めています。特に、乳児保育、延長保育、病後児保育等の子育て支援をはじめ、おもちゃネットの開設や小学校を利用した学童保育などの環境づくりに加えて、ファミリーサポートセンター等を拠点として、子育てサークルなどの市民活動も活発に展開されています。

今後の少子化社会において、子どもを健やかに安心して育てることのできるまちづくりの必要性が高まる中、先進的な子育てモデル都市として発展できる大きな可能性を有しています。

おっぱい都市宣言

- 1 私たちは、おっぱいをとおして、“母と子と父そして人にやさしいまち光”をつくります。
- 2 私たちは、おっぱいという胸のぬくもりの中で、子どもをしっかりと抱き、愛しみ、心豊かで健やかな輝く光っ子を育てます。
- 3 私たちは、すべての母親のおっぱいが、より豊かに赤ちゃんに与えられるよう皆で手助けします。
- 4 私たちは、おっぱいを尊び、偉大なる母を皆で守ります。

「おっぱい」何と温かく、優しい言葉なんでしょう。「おっぱい」をとおした母と子の穏やかなふれあいは、真に生きる力を持つ、心豊かでたくましい若者を育ててくれることでしょう。

そして、この若者たちが“母と子と父そして人にやさしいまち”での子育てを楽しみながら、このまちに住み、まちとともに輝くことを夢みて、ここ光市を「おっぱい都市」とすることを宣言いたします。

平成 17 年 6 月 30 日

山口県光市議会

(3) 豊かな歴史と文化が息づくまち

本市は、豊かな自然環境に加え、史跡や文化財、歴史的な寺社など、豊富な地域資源を有しており、石城山には、国指定重要文化財である石城神社や国指定史跡の神籠石など多くの歴史資源が現存し、瀬戸内の海運の要衝として栄えた室積には、普賢寺や古い町並みが残る海商通りがあり、往時の面影を今に残しています。

また、島田人形浄瑠璃芝居や早長八幡宮祭礼の山車・踊山、石城太鼓や束荷神舞などの地域文化を伝える伝統芸能も大切に保存・継承されており、希薄化が進む地域社会の中で、地域住民の繋がりに大きく寄与してきました。

これらの貴重な史跡や地域固有の伝統・文化は、地域の個性やアイデンティティの形成につながる貴重な資源であり、地域への郷土愛や誇りに結びついており、人口減少社会における、地域づくりへの大きな原動力となることが期待されています。

(4) 充実した都市基盤とコンパクトなまち

光市は、3つの駅を持つJR山陽本線や幹線道路等の交通網をはじめ、県下有数の情報通信基盤や教育・文化施設、2つの公立病院を中心とした保健・医療・福祉施設など、快適な居住環境を支える良質な都市基盤が整備されています。

さらに、温暖な気候や海・山・川を中心とした豊かな自然環境、風光明媚な美しい景観に恵まれた住環境が整っており、都市機能と自然環境がコンパクトに調和した住みよいまちであることがまちの大きな魅力となっています。

こうした充実した都市基盤と自然が調和した良好な居住環境は、職住近接型の都市として発展していく大きな可能性を有しています。

(5) 人に優しいぬくもりのあるまち

本市は、2つの公立病院やあいぱーく光をはじめ、介護保険施設や在宅介護支援センター、温泉のある憩いの家など、多くの施設が整備されており、保健・医療・福祉サービスが充実しているのが特徴です。

また、ボランティア活動や地域活動も活発で、地域コミュニティをベースとして、市民が共に助け合い、安心して自立的な生活を送ることのできる、すべての人にやさしいまちであると言えます。

こうした高いサービス基盤や地域コミュニティは、今後の超高齢社会において、誰

もが安心して元気に暮らし続けることができる人に優しいぬくもりのある都市として発展していく可能性を有しています。

(6) 新たな都市として未来を築きはじめたまち

長年にわたる念願であった合併を果たし、一つのまちとして、新たな歩みを始めた今、光市に暮らす人々の心の中には、新たなまちづくりへの夢や意欲に満ち溢れています。

両市町がこれまで歩んできた歴史やまちづくりを背景として、新「光市」として未来を築いていくための市民の情熱や力は何よりも貴重で大きな可能性を秘めています。

第5節 新市建設計画との関係

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、平成 16 年 4 月に光市・大和町合併協議会において策定された新市建設計画は、合併後の 10 年間ににおける新しいまちづくりの指針を示すとともに、合併に伴う財政支援を受ける際の根拠となるものであることから、特に合併時に必要な主要事業等について記載したもので、全ての施策を網羅した計画とはなっていません。

このため、総合計画の策定にあたっては、新市建設計画の理念を継承するとともに、新たな課題やニーズを踏まえつつ、より総合的な観点から策定するものです。

(1)新市の基本方向に関する整合性の確保

新市の将来像など、新市の基本方向に関する計画内容については、基本構想の検討に際して、その整合性に留意します。

(2)主要事業に関する整合性の確保

主要事業については、基本計画の検討に際して、その整合性に留意しつつも、社会経済情勢の変化や市民ニーズを踏まえながら、総合計画に反映していくものとなります。

(3)住民の期待や懸念事項等に留意した計画の検討

合併協議会をはじめ、新市の実現に至る貴重な議論の積み重ねを十分に生かしながら、合併時の期待や不安等に十分留意した計画の検討を進めるものとします。

光市基本構想（素案）

目 次

光市民憲章	31
光市基本構想	32
第1章 基本構想の目的	32
第1節 目的	32
第2節 目標年次	32
第2章 まちづくりの基本理念と姿勢	33
第1節 まちづくりの基本理念	33
第2節 まちづくりの姿勢	33
第3章 都市の将来像	35
第4章 将来指標	36
第1節 人口指標	36
第5章 都市空間整備構想	37
第1節 拠点地区の形成	37
第2節 都市軸の形成	38
第3節 ゾーン別の整備	39
【都市空間整備構想図】	41
第6章 施策の大綱	42
第1節 人と地域で支えあうまち	42
第2節 人を育み人が活躍するまち	44
第3節 人の暮らしを支えるまち	46
第4節 時代を拓く新たな都市経営	49
《参考》	
【計画の考え方と構成】	51

光 市 民 憲 章

わたくしたちのまち光市は
美しい自然と輝かしい歴史をもつ
希望のまちです。

わたくしたち光市民は
その名のごとく
光あふれる理想のまちとするために
この憲章をさだめます。

- 1 ふるさとの自然を愛し
花と緑の豊かな まちをつくりましょう
- 1 こころとからだをきたえ
文化のかおる まちをつくりましょう
- 1 あたたかく互いに助け合い
笑顔のあふれる まちをつくりましょう
- 1 たのしく働き ものを大切に
活力のある まちをつくりましょう
- 1 きまりを守り 人をとうとび
しあわせな まちをつくりましょう

平成 17 年 10 月 2 日制定

市民憲章は、市民一人ひとりが主体的かつ実践的に「まちづくり」に参加するための行動規範であり、市民生活全般の規範となるものです。

光市基本構想

光市基本構想は、合併により誕生した光市のさらなる飛躍と発展に向けた、市民と行政とのまちづくりの指針として策定するものです。

私たちのまち光市は、白砂青松の「室積・虹ヶ浜海岸」や幽玄な「石城山」、母なる川「島田川」の雄大な流れなど、海・山・川からなる水と緑の自然環境のもと、多くの先人の英知と努力、そして市民の活力を財産として、他にまれな都市と自然とが共生する近代都市として発展してきました。

私たちは、こうした有形・無形の財産を大切にしながら、この光市をさらに住みよいまちとして次世代に継承するため、市民の行動規範として制定した「光市民憲章」の精神に則り、「共創と協働で育むまちづくり」を基本理念として、『（都市の将来像）』の創造をめざします。

私たちは、光市基本構想のもと、市民・議会・行政相互の総意と英知の結集により結実した新「光市」を、将来都市像に描かれた理想のまちとするため、明確な意思と積極的かつ主体的な行動をもって、弛まぬ^{たゆ}努力を続けることを誓います。

第1章 基本構想の目的

第1節 目的

この光市基本構想（以下「基本構想」とします。）は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、『将来像』の実現のための基本的な方向性を明らかにすることを目的とします。

※地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

第2節 目標年次

基本構想の目標年次は平成28年度(2016年度)とします。

第2章 まちづくりの基本理念と姿勢

第1節 まちづくりの基本理念

人口減少社会へと突入し、超少子・超高齢社会が現実のものとなった今日、社会経済情勢の変化に加えて、国・地方を通じた危機的な財政状況を背景とした行財政改革、地方分権への受け皿づくりなど、地方自治のあり方自体が大きな転換期を迎えています。

まちづくりを支える発想と原動力は、行政ではなく、ふるさと光市に暮らしこのまちを愛する市民一人ひとりであり、市民活動の原点でもある一つ一つの地域です。

市民や団体、企業など、地域社会を構成する多様な主体が「新しい公共」の担い手として、互いを信頼し、自らの役割と責任を自覚しながら、次代を切り開いていくための“協働”作業を展開することにより、個々の市民や地域という小さな単位から、大きなまちづくりへのうねりを生み出していく必要があります。

このため、新たなまちづくりの理念を

『共創と協働で育む まちづくり』

として、市民一人ひとりがまちづくりの主体となり、智恵や力を結集し、支え合うことにより、全ての市民が幸せを実感でき、愛着を持ち、誇りに思える光市を創造します。

第2節 まちづくりの姿勢

1 「心と暮らしの豊かさを追求します」

地域社会の歴史的な転換期の中で、光市の新たな歴史を築いていくとき、私たちは、今一度、「何のためにまちづくりを進めていくのか」、「まちづくりはどうあるべきか」をしっかりと認識し、新たな時代に相応しいまちづくりを進めていく必要があります。

まちづくりとは、このまちに住み、幸せな暮らしを実現しようと懸命に生きている市民一人ひとりを支え、応援していくことにほかなりません。

このため、人の営みに目を向け、ふれあいと温もりのある地域社会を形成することにより、子供からお年寄りまで市民一人ひとりが、安全で安心して生活し、心と暮らしの豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

2 「選択と集中を進め まちの有位性を磨きます」

人口減少社会の到来、右肩上がりの経済成長の終えんとそれに伴う国・地方を通じた財政状況の悪化が一段と厳しさを増していく中で、規模の拡大と大都市志向の機能集積を目指した画一的な投資・開発型のまちづくりから地域の個性と魅力を活かしたまちづくりへの転換が求められています。

このため、貴重で豊かな自然環境や歴史・文化、風土など、本市が持つ有位性や優れた都市基盤をはじめとする地域資源のストックを十分に活用するとともに、選択と集中の観点のもと、有位性のさらなる伸張と市民サービスの向上に向けて施策の重点化を図ることにより、成熟時代に相応しい効率的で魅力あふれるまちづくりを進めます。

3 「人と自然との共生を進めます」

白砂青松の「室積・虹ヶ浜海岸」、幽玄な「石城山」、母なる川「島田川」に象徴される、海・山・川からなる水と緑のまち「光市」。

このかけがえのないまち「光市」に暮らす私たちは、自然に育まれ、多くの恩恵を得て、現在の豊かな生活環境を築いてきました。自然の恵みは、人の心にゆとりと潤いを与え、快適で安心して暮らせる市民生活を支える最も大切な役割を担っています。

このため、市民一人ひとりが自然の恵みに感謝し、自然を敬愛するとともに、環境について考え、都市づくりや身近な生活において、自然環境の保全や資源の再循環を基調とした取り組みを実践することにより、あらゆる自然環境と人の営みが共生したまちづくりを進めます。

第 3 章 都市の将来像

都市の将来像は、平成 16 年に誕生した光市に暮らし、働き、訪れる全ての人々がともに手を携えて、理想のまちを築いていくための未来に向けたあるべき姿を示すものです。

私たちは、ひとやまちを大切にし、真に豊かさが実感でき、自然環境と共生するまち、すなわち、人や自然に目を向けた「人が生きていくための理想的な生存空間」を、全ての市民とともに築いていきたいという強い決意を込めて、このまちの将来像を次のように定めます。

第 4 章 将来指標

第 1 節 人口指標

本市の人口（国勢調査）は、平成 17 年 10 月 1 日現在、53,968 人で、昭和 60 年の 58,228 人をピークとして減少傾向が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 27 年には、51,827 人（平成 17 年の国勢調査による年齢別人口が確定した時点で再度、推計を行います。）に減少するものと予測されています。

【目標人口】

基本構想の目標年次である平成 28 年度の目標人口を

	人
--	---

とします。

※現状を踏まえた形での指標の設定を行います。

第5章 都市空間整備構想

私たちの生存空間である都市空間は、都市基盤のみならず、自然やまちの^{たたず}まい、歴史・文化、そして人の営みや風土など、様々な要素が織り成して形成されてきた貴重でかけがえの無い財産であり、市民生活や経済活動の基盤となるもので、将来都市像の実現に向けた施策を推進するための重要な要素です。

本市は、中心的な市街地が無い一方で、自然環境の豊かな地域や歴史・文化の息づく地域、駅を中心とした地域など、多様な個性と魅力あふれる地域から形成される分散型の都市構造を呈しています。

このため、本市の都市構造を「拠点地区」、「都市軸」及び「ゾーン」の3つの要素から再評価し、分散型都市構造から連携型都市構造への転換を進めることにより、地域特性の伸張と市域全体の一体的な発展を目指します。

第1節 拠点地区の形成

1 都市拠点地区

交通の結節点や主要な都市機能が集積し、市民が集い交流する地区を都市の核として、交通や環境整備を進め、都市機能の集積と高度化を図ります。

●市役所周辺地区

市役所やあいぱーく光などの行政施設をはじめ、各種の文教施設や消防庁舎などが集積した地区であり、市の中心核として相応しい公共・公益施設等の都市機能の集積とユニバーサルデザインに配慮した環境整備を図りながら、多様な市民ニーズに対応できる行政サービス拠点としての機能の充実に努めます。

●光駅周辺地区

市の玄関口である JR 光駅を中心に、光総合病院やソフトパーク等が集積した地区であり、まちの玄関口に相応しい都市機能の充実に図るとともに、最も貴重な財産である白砂青松の虹ヶ浜海岸と都市環境とが調和した訪れる人々に潤いとやすらぎを与えるホスピタリティあふれる都市景観の形成に努めます。

●岩田駅周辺地区

JR 岩田駅を中心に、大和総合病院や福祉施設をはじめ、各種の公共・公益施設、さらには、総合運動公園等が集積した地区であり、内陸部における

拠点地区として相応しい都市機能の充実を図るとともに、駅から商店街へと続く道路等の環境整備など、交通結節機能の強化と人にやさしい環境の整備に努めます。

2 地域拠点地区

地域における交流の場・憩いの場として、地域のコミュニティ機能や生活支援機能の充実を図るとともに、地域の特性を活かした環境整備を進めます。

●室積公民館周辺地区

室積公民館を中心として、バス交通や室積港といった離島航路の結節点を形成するとともに、峨嵋山などの自然環境と海商通りなどの歴史資源に恵まれた地区であり、地域におけるコミュニティ機能の充実を図り、地域資源を活かした観光・レクリエーション機能の充実に努めます。

●島田駅周辺地区

JR 島田駅を中心として、市民の憩いの場として親しまれてきた三島温泉や島田川などの自然景観に恵まれた地区であり、泉源を活用した市民の健康交流機能の充実と三島橋の架け替え等により三井・上島田地区の交流の促進と交通利便性の向上を図ります。

●伊藤公記念公園周辺地区

伊藤博文公の生家や記念館等がある伊藤公記念公園を中心として、田園風景に囲まれた地区であり、周辺の自然景観と調和した文化・観光機能の充実を図るとともに、ふらっと大和を核とした地産地消による地域活性化の拠点整備を進めます。

第2節 都市軸の形成

1 連携軸

市民活動や経済活動の動線となる交通網を都市の連携軸として位置づけ、異なる特性を持った地域間の機能分担と相互補完を進めるとともに、市内外の交流と連携を促進します。

●広域連携軸

広域的な都市間を結ぶ幹線道路や鉄道、広域高速交通網へのアクセス道路

を広域連携軸として位置付け、広域的な連携の強化を図ります。

●地域連携軸

都市拠点地区、地域拠点地区などを結ぶ地域の幹線道路を地域連携軸として位置づけ、市民生活の利便性向上や地域間の連携の強化を図ります。

2 環境軸

石城山をはじめ、本市を包み込むように連綿と広がる森林や丘陵地域、そして、室積・虹ヶ浜海岸や島田川などの水辺空間を森と水辺の環境軸として保全と活用を図り、自然とのふれあいの場を創出します。

●森の環境軸

市の外縁部を取り巻く山地や丘陵地の保全と活用を図るとともに、国立公園や県立自然公園に指定されている自然の森の生態系の保護・保全を図ります。

●水辺の環境軸

瀬戸内海国立公園に指定されている室積・虹ヶ浜海岸の保全と活用を図るとともに、島田川や田布施川沿いの水辺を活かした憩いの場の創出を図ります。

第3節 ゾーン別の整備

1 住居ゾーン

道路や下水道等の計画的な整備を推進するとともに、市民の協働による沿道の緑化や良好な景観づくりを進め、安全で快適な住環境の維持・向上を図ります。

また、新規住宅地については、無秩序な開発を抑制しつつ、安全性・快適性及び周辺環境との調和に配慮した良質で適正な開発を誘導します。

2 商業・業務ゾーン

既存商店街については、地域の特性や周辺の居住環境に配慮した整備を誘導するとともに、郊外型の商業・業務機能の集積が進んでいる地域では、中心市街地との回遊性を高めるなど有機的な連携を図るとともに、計画的で良好な土地利用を進めるための適正な誘導を図ります。

3 工業ゾーン

既存産業の振興・発展と新たな産業の育成を促進するため、周辺環境に配慮した計画的な土地利用を促進します。

また、住宅と工場等が混在する地区においては、住工分離を促進するとともに、公

害対策の充実や緩衝緑化の推進などによる環境の改善に努めます。

4 田園（多自然型居住）ゾーン

農用地としての利用を基本として、営農環境や住環境の向上に向けて、周辺の森林・丘陵地域の自然環境と共生可能な田園居住地としての環境整備に努めます。

また、農用地が集積した地区においては、農業生産基盤の整備を促進し、都市近郊型農業の育成に努めます。

5 森林・丘陵ゾーン

治水、水源かん養、水質浄化、気候調整機能など森林や緑地が持つ多様で重要な機能の保護・保全を推進するとともに、自然景観としての多面的な価値の創出を図ります。

また、住近接地における里山等については、市民の協働による保全と活用を促進します。

6 自然環境保全ゾーン

本市の貴重で恵み多い自然環境を大切な財産として次世代に継承していくため、市民力の結集により、生態系や自然景観の保護・保全を前提としながら、全国に誇れる景観をさらに伸張するための高度利用を促進します。

【都市空間整備構想図】



第6章 施策の大綱

まちづくりの基本理念に基づき、都市の将来像を実現するための施策の大綱を次のように定めます。

基本目標Ⅰ 人と地域で支えあうまち

まちの主役は、私たち市民一人ひとりであり、このまちを構成する個性あふれるそれぞれの地域です。

私たちは、年齢や性別を越えて、人と人との繋がりを大切にし、地域や団体、NPO、企業、行政といった多様な主体が、光市の共同経営者として自覚と責任を持って、地域や共通のテーマでお互いに連携しあう、支えあいのまちづくりを進めます。

私たちは、誰もが健康で生き生きと暮らせるように、保健や医療の充実を図るとともに、地域で支えあう福祉のネットワークづくりを進めます。

私たちは、市民一人ひとりがかけがえの無い存在として尊重され、お互いを理解し、お互いが認めあう共生の社会の形成を目指すとともに、生活のあらゆる場面において、男女共同参画社会の形成にともに取り組みます。

重点目標1 コミュニティで支える地域社会を築くために

現在、市民生活を取り巻く環境は、福祉、教育、防犯、防災など、多くの社会的・構造的な問題が顕在化・深刻化する中で、その解決には、行政のみならず、市民一人ひとりの主体的な活動と市民生活の基盤である地域単位のコミュニティの役割がますます重要となっています。

私たちは、地域に暮らす市民一人ひとりが参加し、活躍できる地域コミュニティの再構築と自主的な市民活動の活性化を進め、支えあいの地域社会の構築に取り組みます。

【個別目標1】地域コミュニティの育成

参考：基本計画より

- 1 多様な世代が交流できる地域コミュニティの育成
- 2 地域の自主的な取り組みに向けた環境の整備

【個別目標2】テーマコミュニティの育成

- 1 自主的な市民活動の促進
- 2 市民活動の活性化に向けた環境の整備

【個別目標3】協働による地域づくりの推進

- 1 地域住民による主体的な地域づくりの推進
- 2 協働型行政サービスの展開

重点目標２ 互いに支えあい健やかに暮らすために

少子高齢化の進行と人口減少社会の到来等に伴い、福祉ニーズの多様化に加えて、社会保障関連経費の増大など、様々な課題が生じており、子どもからお年寄り、障害を持つ人々や経済的に弱い立場の人々など、地域に暮らす様々な市民が相互に支えあうことができる地域社会を創造すること求められています。

私たちは、保健・医療・福祉の充実と連携を進めるとともに、従来のサービス提供型の社会から、誰もが健やかで安らぎのある生活を営むことができる支えあいと、助け合いの地域福祉社会への転換を図ります。

- 【個別目標１】 地域福祉の推進
- 【個別目標２】 健康づくりの推進
- 【個別目標３】 高齢者・障害者保健福祉の推進
 - １ 高齢者保健福祉の推進
 - ２ 障害者保健福祉の推進
- 【個別目標４】 医療体制の充実
- 【個別目標５】 社会保障制度の充実
 - １ 公的扶助と医療保険制度の充実
 - ２ 介護保険制度の充実

参考：基本計画より

重点目標３ 認め合う共生の社会を築くために

人々は、人生の様々な場面において、時には支えられ、時には支えたりしながら、豊かな郷土愛と人間愛を育み、思いやりのある明るい、そして温かい地域社会を築いてきました。

幸せな社会とは、人間相互の信頼と認め合いの中で築かれていくものであり、私たち一人ひとりが基本的人権の確立と人間尊重への不断の努力を傾注するとともに、社会生活の様々な場面で、男女共同参画社会の形成を図ることにより、全ての市民が等しく幸せに生活する「共生の社会」の実現に取り組みます。

- 【個別目標１】 基本的人権の尊重
- 【個別目標２】 男女共同参画社会の形成
- 【個別目標３】 多世代共生社会の形成

参考：基本計画より

基本目標Ⅱ 人を育み人が活躍するまち

古来より、「まち」は人が集まることにより形成され、そこに暮らす人々の営み、そして郷土への愛着と人々の情熱に支えられて発展していくもので、まちづくりの原点は人づくりであり、人づくりは「まちづくり百年の計」であるといえます。

私たちは、全ての人々が充実した時を過ごし、生きがいと目的を持って自己実現できるまちづくり、そして、個々の活動が、広がりを持って新たな価値の創造に繋がっていくまちづくりを進めます。

「おっばい都市宣言」のまち光市に暮らす私たちは、次世代を担う子どもたちが母や父の愛に育まれ、そして、恵まれた環境や温かい故郷の人情の中で健やかに育ち、このまちに住み続け、また、住みたくなるようなまちづくりに向けて、子どもを安心して産み、育てていくことを皆で支え応援していきます。

重点目標1 子どもを産み育てるために

近年、核家族化や人間関係の希薄化に伴って、家庭の孤立化が進み、子育てへの不安や負担感が高まるとともに、いじめやひきこもり、さらには社会性が欠如した青少年による犯罪の多発など、様々な問題が顕在化しており、家庭や学校はもとより、地域全体での子どもの育成能力の向上が求められています。

私たちは、子どもを安心して産み育てられる環境を創出し、子どもたちの持つ能力や可能性を最大限に伸ばし発揮できる教育環境を整備するとともに、地域社会の中で様々な経験をし、考える力や協調性・社会性を育んでいけるよう、地域をあげて取り組みます。

【個別目標1】地域で育てる

参考：基本計画より

- 1 子育て支援体制の充実
- 2 青少年の健全育成

【個別目標2】学校で培う

- 1 義務教育の推進
- 2 高校・高等教育の推進

重点目標2 彩り豊かな人づくりのために

価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、ゆとりと豊かさのある生活が重視される中、退職後のセカンドライフを含めた人生の様々なステージを彩り豊かに過ごすためには、市民一人ひとりが、スポーツや生涯学習活動を通じて、健やかな体と生きがいや目的を持った暮らしを営んでいくことが大切です。

私たちは、潤いのある充実した人生を送るため、市民と地域、行政とが連携し、ス

スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るとともに、生涯を通じて積極的に学び続け、自己実現ができ、その成果を日々の生活や地域社会に活かしていくことにより、自分らしく輝き続けることのできる地域社会の実現に取り組みます。

【個別目標 1】生涯学習社会の構築**参考：基本計画より**

1 生涯学習の推進

2 人材育成の推進

【個別目標 2】スポーツの振興

重点目標 3 かおり高い文化を育てるために

経済的な豊かさに加えて、心の豊かさが求められる今日、市民一人ひとりが身近な文化活動や芸術活動に親しんだり、優れた文化や芸術に接することは、ゆとりある人生や豊かな生活を送っていくために欠かせないものとなっています。

また、市内各地に残されている歴史資源や祭り・伝統芸能は、地域に暮らす人々が脈々と受け継いできた貴重な財産であり、地域への愛着や住民相互の繋がりにも重要な役割を果たしています。

私たちは、地域固有の歴史や伝統を大切に継承するとともに、多彩な芸術・文化に触れ合う機会を創出し、誰もが気軽に親しめる市民文化活動の活性化に取り組みます。

【個別目標 1】芸術・文化活動の振興**参考：基本計画より****【個別目標 2】地域文化の保存・継承**

重点目標 4 人の繋がりを広げるために

情報通信ネットワークの急速な進展や経済活動のグローバル化に伴い、市民生活の様々な場面において国際化への対応が求められるとともに、国際交流はもとより、他の地域や文化との交流によりお互いを理解し合うことは、光市を再発見することにも繋がるもので、市民意識の向上やまちの活性化に大きく寄与することが期待されています。

私たちは、国際化に対応できる人材の育成を進めるとともに、国際交流や千葉県横芝光町との友好交流の推進などを通じて、光市を訪れる人々を温かく迎えるホスピタリティを育み、市民が主体となった交流活動の活性化に取り組みます。

また、全国や全世界で羽ばたける人づくりを進めるとともに、故郷を離れ都会や異国で活躍する人を皆で支え、応援することにより、ふるさと「光市」を軸とした交流のネットワークづくりに取り組みます。

【個別目標 1】国際交流の推進**参考：基本計画より****【個別目標 2】都市間交流の推進**

基本目標Ⅲ 人の暮らしを支えるまち

「まち」は、そこに生まれ、暮らし、集い、訪れる様々な人々が生き生きとした生活を送るための人生の舞台であり、市民一人ひとりの暮らしを支える重要な基盤です。

恵まれた自然環境と充実した都市基盤とが共生するまち光市に暮らす私たちは、全ての市民が人生の様々なライフステージにおいて、安全で快適さを心から享受できる魅力あるまち、すなわち、住む、憩う、働くといった人が人らしく暮らしていくことができる都市本来の機能と自然とが調和したまちづくりを進めます。

私たちは、ふるさと「光市」に愛着と誇りを持ち、その名に相応しい有位性を活かしたまちづくりを進めるとともに、光ブランドイメージの創出と全国へのアピールに努めます。

重点目標1 快適な暮らしを営むために

道路や住宅、公園などの都市基盤は、市民が快適な生活を営むとともに、経済活動や交流の活性化など、都市の発展の礎となる重要な役割を果たすものです。

私たちは、都市の発展の基本となる道路・交通体系などの基盤整備と市民生活に密着した居住環境の整備を進めるとともに、自然や歴史、そして人々の営みにより形成された光市にしかない都市景観を創出していくことにより、都市の魅力を高め、市民の暮らしを支えます。

また、厳しい財政状況の中、充実した都市基盤を活かしながら、選択と集中の観点から施策の重点化を図るとともに、市民一人ひとりの自覚と協働により、自らのまちとして愛着を持って、美しく暮らしやすい快適な居住環境の創出に努めます。

【個別目標1】交通の利便性の向上

参考：基本計画より

【個別目標2】快適な居住環境の創出

- 1 都市景観の形成
- 2 住宅・宅地の供給

【個別目標3】都市環境の整備

- 1 公園・緑地の整備
- 2 上水道の整備
- 3 下水道の整備
- 4 情報通信基盤の整備

【個別目標4】離島振興

重点目標２ 自然を守り育むために

私たちは、生態系の一員として、自然に生まれ限りない恩恵を受け、豊かでうるおいのある生活を営んできましたが、長年にわたる人類の経済活動の結果、環境破壊や地球温暖化など、生態系そのものが崩壊の危機に瀕しています。

こうした中、本市では、かけがえのない豊かな自然環境を守り育て、次世代へと引き継いでいくため、平成 18 年 3 月、自然敬愛都市宣言を行いました。

海・山・川に抱かれた水と緑のまち光市に暮らす私たちは、この自然敬愛の精神を一人ひとりが心に刻み、ともに考え、ともに実践することにより、自然環境の保全や資源の再循環を基調とした取り組みを進め、自然と人の営みとが共生できるまちづくりを進めます。

【個別目標１】自然との共生

参考：基本計画より

- 1 自然を守る
- 2 環境への負荷の軽減

【個別目標２】循環型社会の構築

重点目標３ 安全な暮らしを守るために

地震や台風などの自然災害、様々な事件や事故、食品の安全性や消費者問題など、市民の安全と安心を脅かす問題が多発しており、市民が安心して生活できる総合的な取り組みが求められています。

安全と安心の確保には、市民一人ひとりや地域での取り組みが不可欠であることから、地域における自主防災組織や防犯ボランティア等の設立を促進し、市民、地域と行政とが一体となった取り組みを進めるとともに、ハード・ソフト両面からの総合的な対策を展開することにより、日々の暮らしの安全性を高め、ゆとりと安らぎのある生活が実感できるまちづくりを進めます。

【個別目標１】災害に強いまちづくりの推進

参考：基本計画より

- 1 地域防災対策の推進
- 2 消防力の整備・充実

【個別目標２】安全な地域社会の構築

- 1 地域安全活動の推進
- 2 交通安全の推進

【個別目標３】消費生活の向上

重点目標 4 優れた価値を生み出すために

活力ある産業は、人々に豊かな暮らしをもたらし、安心できる確かな未来へと繋げていくための重要な基盤であり、都市の発展の礎となり、都市に賑わいと活力をもたらすものです。

商業・サービス業をはじめ、鉄鋼・薬品といった基幹工業を中心とした地域産業の振興を図るとともに、医療・福祉関連産業等を含めた企業誘致、起業家支援など、官民一体となった総合的な産業活性化対策と雇用の促進、並びに勤労環境の向上に努めます。

また、農林水産業においては、環境整備や後継者育成を進めるとともに、安全な食材の提供やブランド化を推進することにより、付加価値の増大を図り、個々の生産者が誇りと生きがいを感じながら働くことができる地域密着型産業の育成を進めます。

【個別目標 1】魅力あふれる農林水産業の振興

参考：基本計画より

- 1 農林業の振興
- 2 水産業の振興

【個別目標 2】活気ある商工業の振興

- 1 商業・サービス業の振興
- 2 工業の振興

【個別目標 3】働く環境の充実

- 1 勤労環境の充実
- 2 新規産業の育成と起業化への支援

重点目標 5 地域の魅力を活かすために

地方分権を背景とした都市間競争が激化する中、都市が選ばれる時代へと変化しつつあり、都市本来の機能はもとより、その地域にしかない魅力や有位性、言い換えれば都市のブランドイメージを確立し、伸張していく必要があります。

私たちのまち光市は、優れた自然景観や歴史・文化と都市機能が共生した暮らしやすいまちであるとともに、他に類のない「光」という素晴らしい地域ブランドを有しています。

私たちは、こうした有形・無形の有位性を最大限に活用したまちづくりを進めるとともに、選ばれる都市となるよう、行政と市民と事業者とが一体となって、「光ブランド」という新たな都市イメージの確立と市内外への情報発信により、観光振興をはじめとする地域の活性化や交流・定住人口の増大に取り組みます。

【個別目標 1】魅力を活かした地域活性化

参考：基本計画より

- 1 「光ブランド」イメージの創出
- 2 地域資源を活かした観光の振興
- 3 地域特性を活かした交流と定住のまちづくり

基本目標Ⅳ 時代を拓く新たな都市経営

地方分権時代において、自治体としての自立と自己責任による都市経営が求められるとともに、市政の運営を担う行政には、将来にわたって永続的に市民から信頼され、その負託に応えていくという大きな責務が課せられています。

このため、行政改革大綱に基づき、「新しい公共」の形成を理念として、持続可能な財政基盤を確立するとともに、徹底した行政改革を推進することにより、市民や地域の力が最大限に発揮できる新しい形の都市経営を進めます。

また、真の地方主権の確立に向けた権限の移譲を求め、国・県との対等な関係を構築するとともに、近隣市町との連携のもと広域的な行政課題の解決に取り組んでいきます。

重点目標 1 信頼と協働の都市経営を目指して

これからのまちづくりには、市民や団体、企業など多様な主体と議会や行政とが、お互いの役割と特性を認識しながら、課題の解決や目標の実現に向けて、都市の共同経営者として、対等な関係で取り組んでいくことが求められています。

市民と行政との垣根を取り払い、まちづくりの理念や目的を共有できるよう、これまで以上に情報の公開や提供を推進することにより、公正で透明性の高い行政運営を確立するとともに、市民が主体的に市政に参画できる開かれた市政を実現します。

また、高度化・複雑化する市民ニーズや分野横断的な課題に即応していくため、常に市民の目線に立った施策や事業の展開と市民サービスの向上を図ることにより、市民に心から信頼され支持される市民本位で質の高い行政運営を確立します。

【個別目標 1】協働による都市経営

参考：基本計画より

- 1 市民参画と協働の推進
- 2 市民・議会・行政の信頼関係の醸成

【個別目標 2】市民の目線による都市経営

- 1 市民との情報の共有化
- 2 市民意識の把握
- 3 市民本位のサービス提供

重点目標 2 自立と連携の自治体を目指して

地方分権一括法の施行により、国と地方の関係は一新され、国や県と市町村とが対等の立場で、ともに協力して公益を実現していく時代となり、住民に最も身近な自治体である市町村の役割はますます重要となっています。

こうした中、自主的かつ主体的な政策を企画立案するとともに、国や県に対して本市の政策や取り組みへの協力を要請するなど、「対等協力」を基調として、これまで以上に国・県との連携を密にしながら効果的な事業展開を図ります。

また、防災やごみ処理、都市基盤整備など、広域連携による共同事務の推進を図るとともに、自然環境の保全や地域特性を活かしたまちづくりなど、まちづくりの課題や理念を共有する全国の自治体等との協調と連携のもと、先導的な取り組みを展開します。

【個別目標 1】 地方主権の確立と国・県との連携
【個別目標 2】 関係自治体との連携

参考：基本計画より

重点目標 3 持続可能な行財政運営を目指して

厳しい財政状況や様々な制度改革の中で、地方自治体は、分権型社会における新たな都市経営を確立し、絶え間なく変化する社会や行政ニーズに効率的・効果的に即応していくことが求められています。

民間の経営感覚や発想を取り入れながら、財政運営の健全化、行政体制の効率化など、簡素で効率的な行政運営に努めるとともに、行政評価システム等の構築により、PDCA サイクルの視点から常に評価・検証と改善を進め、成果指向型の都市経営を目指します。

また、選択と集中の観点から、限られた財源や資源の有効活用を基本とした行政運営を進めることにより、将来を展望できる持続可能な都市経営を確立します。

【個別目標 1】 行政改革の推進

参考：基本計画より

- 1 意欲あふれる柔軟な組織づくり
- 2 民間活力の活用
- 3 行政を評価する仕組みの構築

【個別目標 2】 財政運営の健全化

- 1 健全財政の確保
- 2 定員管理と給与の適正化
- 3 施設の統廃合と施策の重点化

【計画の考え方と構成】

策定の背景

時代の潮流

- 人口減少と少子・高齢社会の到来
- 共創・協働型社会への転換
- 地方主権の確立と財政基盤の強化
- 環境問題への取り組み
- 産業経済基盤の強化と雇用の安定確保
- 高度情報通信社会への対応
- 安全と安心の確保
- 人生の価値観やライフスタイルの多様化

光市の課題と潜在力

【地域固有の課題】

- 分散型の都市構造
- 人口減少下における施設の統廃合
- 地域経済の活性化による都市再生
- 財政構造の転換
- 新たな連携策の模索

【有位性と可能性】

- 自然と共生する「自然敬愛都市宣言」のまち
- 子育てに優しい「おっぴい都市宣言」のまち
- 豊かな歴史と文化が息づくまち
- 充実した都市基盤とコンパクトなまち
- 人に優しいぬくもりのあるまち
- 新たな都市として未来を築きはじめたまち

基本理念

まちづくりの基本理念

『共創と協働で育む まちづくり』

まちづくりの姿勢

- 心と暮らしの豊かさを追求します
- 選択と集中を進め まちの有位性を磨きます
- 人と自然との共生を進めます

都市の将来像

『

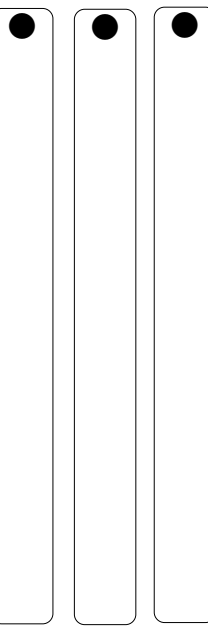
』

施策の展開

施策の大綱

- 人と地域で支えあうまち
 - ・コミュニティで支える地域社会を築くために
 - ・互いに支えあい健康やかに暮らすために
 - ・認め合う共生の社会を築くために
- 人を育み人が活躍するまち
 - ・子どもを産み育てるために
 - ・彩り豊かな人づくりのために
 - ・かおり高い文化を育てるために
 - ・人の繋がりを広げるために
- 人の暮らしを支えるまち
 - ・快適な暮らしを営むために
 - ・自然を守り育むために
 - ・安全な暮らしを守るために
 - ・優れた価値を生み出すために
 - ・地域の魅力を活かすために
- 時代を拓く新たな都市経営
 - ・信頼と協働の都市経営を目指して
 - ・自立と連携の自治体を目指して
 - ・持続可能な行政運営を目指して

ひかり未来戦略



地域別整備計画

- 東部地域
- 西部地域
- 南部地域
- 北部地域

※ひかり未来戦略と地域別整備計画は基本計画に記載します。

基本計画（骨子案）

目 次

第 1 章 総論	55
第 1 節 基本計画の目的	55
第 2 節 基本計画の構成と特長	55
第 2 章 ひかり未来指標	56
第 3 章 ひかり未来戦略	57
第 4 章 施策の展開（各論）	58
【施策の体系図】	58
【基本計画各論のイメージ】	62
第 5 章 財政計画	64
第 6 章 地域別整備計画	64

第1章 総論

第1節 基本計画の目的

この基本計画は、光市基本構想を受けた市政推進のための最上位の計画として策定したものであり、当面する諸課題や今後の社会経済情勢の変化に的確に対処することにより、将来にわたって市民生活の向上を図るとともに、都市経営を確固たるものとするための道筋を示したもので、全ての行政計画の柱となるものです。

また、「共創と協働で育むまちづくり」を基本理念とする光市基本構想を具現化するための市民と行政との共通の指針として、市民と行政が共に手を携えて取り組むべき基本的な施策の方向性を総合的、体系的に示すことにより、「都市の将来像」の実現を目指そうとするものです。

第2節 基本計画の構成と特長

基本計画は、計画の全体像を示した「総論」、「ひかり未来指標」、「ひかり未来戦略」、「各論」、「財政計画」及び「地域別整備計画」の6つの柱で構成します。

【総 論】

基本計画の目的や期間など、計画の位置づけを明らかにします。

【ひかり未来指標】

未来に向けたこのまちのあるべき姿を数値目標化し、その実現状況を明らかにしていくことにより、計画の実効性の確保と市民協働のまちづくりを推進します。

【ひかり未来戦略】

選択と集中の観点から、本市の将来像を実現するための優先すべき戦略的なプロジェクトを設定し、都市の課題の克服と地域の有位性のさらなる伸張を目指します。

【各論】

基本構想に示す「施策の大綱」に沿って、具体的な施策展開の方向性を体系化するとともに、施策展開の方針や主要な事業を明らかにしています。

【財政計画】

計画期間である5ヵ年の財政計画を示すことにより、計画的な財政運営を進めます。

【地域別整備計画】

本市を新市建設計画で示した4つの地域に区分し、地域の課題や有位性に基づく地域の振興方向を示すことにより、市民参画による地域づくりを推進します。

第2章 ひかり未来指標

これからのまちづくりには、行政のみならず、このまちに暮らし、活動するすべての市民、団体、企業が、光市の目指す将来の都市像を共有し、協働によるまちづくりを進めることが必要です。

このため、未来に向けて光市が展開する施策の代表的な目標値を「ひかり未来指標」として4つの大綱別に示すことにより、その実現状況を明らかにしていくことにより、計画の実効性の確保と市民協働のまちづくりを推進します。

なお、「ひかり未来指標」は、本市初の取り組みであり、現状の数値や目標値の設定が困難なものについては、計画策定当初は、その方向性を示すことにしますが、年次的な充実を図ります。

また、指標の改定状況や達成状況については、毎年度改定する「実行計画」の中で評価し、その結果を市民に明らかにすることにより、PDCA サイクルに基づく検証と改善を行い、効果的かつ効率的な計画の推進に努めます。

さらに、本市では、「ひかり未来指標」に加えて、事業評価システムを構築することにより、個々の事業の評価・検証と改善に努めます。

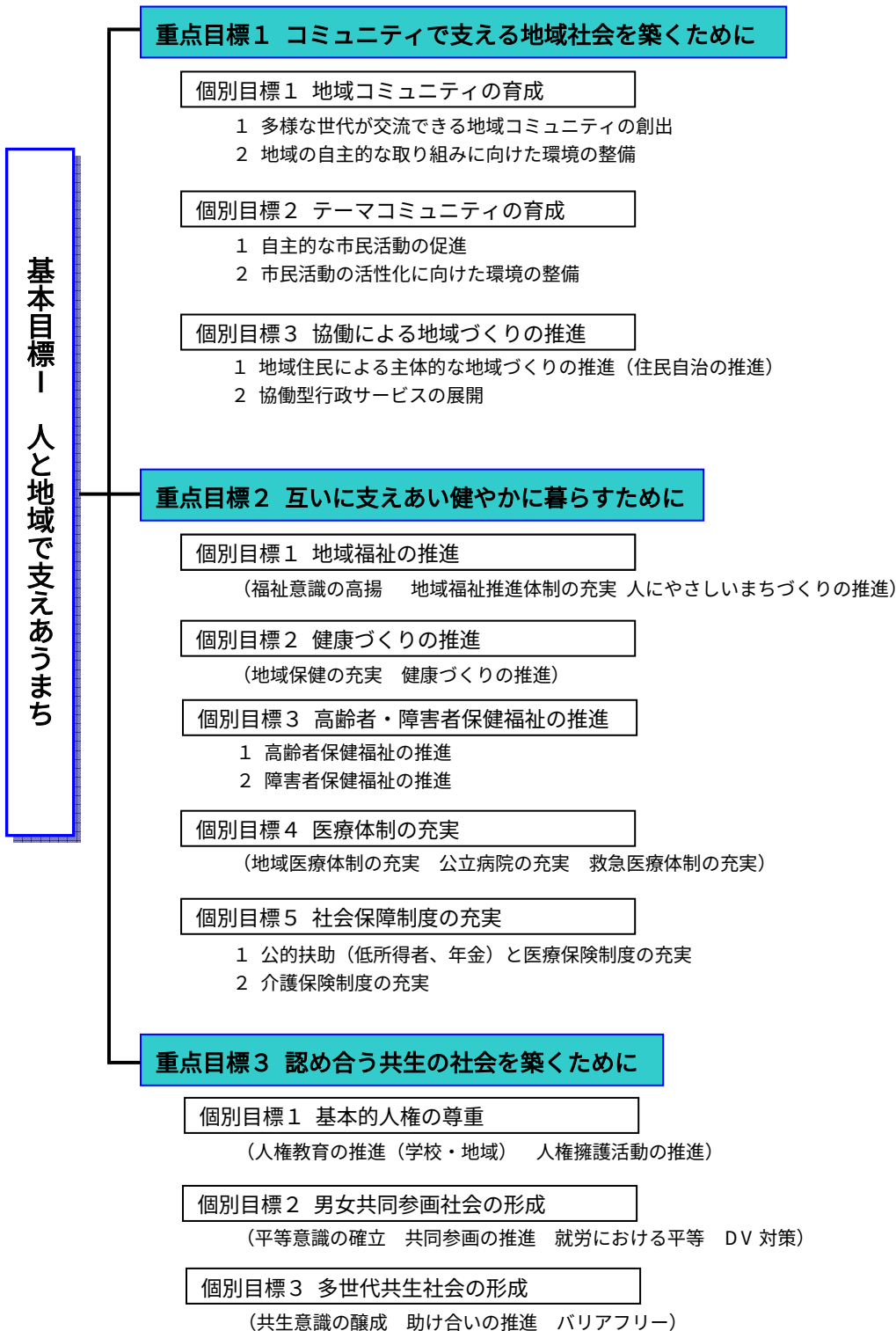
第 3 章 ひかり未来戦略

※選択と集中の観点から、本市の将来像を実現するための優先すべき戦略的なプロジェクトを設定し、都市の課題の克服と地域の有位性のさらなる伸張を目指します。
（最重要政策を 3 つ程度の戦略プランとして集約します。）

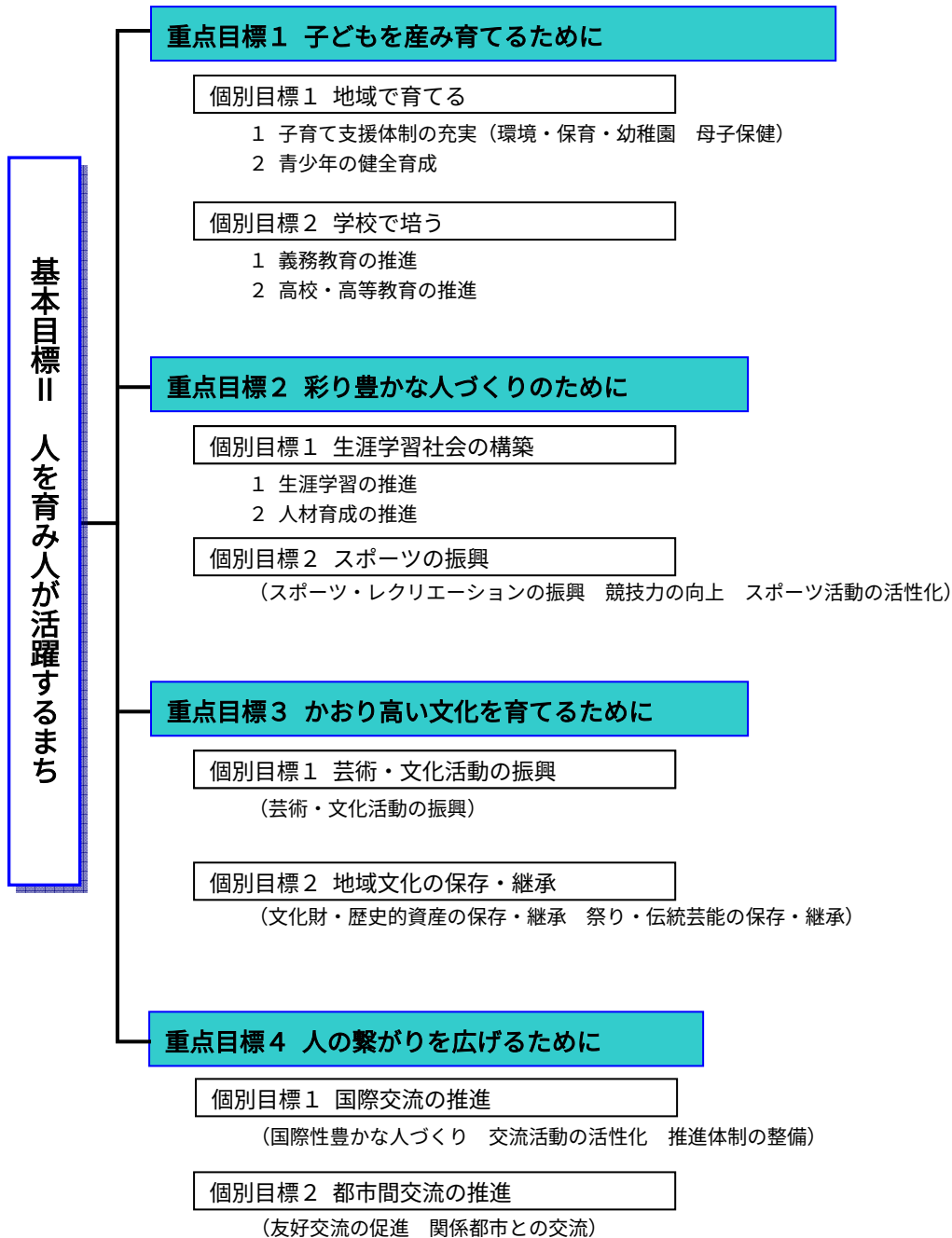
第4章 施策の展開（各論）

※目標等については、現状の案

体 系



体 系



体 系

基本目標Ⅲ
人の暮らしを支えるまち

重点目標1 快適な暮らしを営むために

個別目標1 交通の利便性の向上

（交通ネットワークの整備 便利で利用しやすい公共交通の整備）

個別目標2 良質な居住環境の創出

- 1 都市景観の形成
- 2 住宅・宅地の供給

個別目標3 都市環境の整備

- 1 公園・緑地の整備
- 2 上水道の整備
- 3 下水道の整備
- 4 情報通信基盤の整備

個別目標4 離島振興

（牛島振興）

重点目標2 自然を守り育むために

個別目標1 自然との共生

- 1 自然を守る（自然敬愛精神の高揚 自然環境の保全 自然の高度利用）
- 2 環境への負荷の軽減（公害防止）

個別目標2 循環型社会の構築

（省資源・エネルギー リサイクル・廃棄物）

重点目標3 安全な暮らしを守るために

個別目標1 災害に強いまちづくりの推進

- 1 地域防災対策の推進
- 2 消防力の整備・充実

個別目標2 安全な地域社会の構築

- 1 地域安全活動の推進
- 2 交通安全の推進

個別目標3 消費生活の向上

（食の安全 消費者保護の推進）

重点目標4 優れた価値を生み出すために

個別目標1 魅力あふれる農林水産業の振興

- 1 農林業の振興
- 2 水産業の振興

個別目標2 活気ある商工業の振興

- 1 商業・サービス業の振興
- 2 工業の振興

個別目標3 働く環境の充実

- 1 勤労環境の充実
- 2 新規産業の育成と起業化への支援

重点目標5 地域の魅力を活かすために

個別目標1 魅力を活かした地域活性化

- 1 「光ブランド」イメージの創出
- 2 地域資源を活かした観光の振興
- 3 地域特性を活かした交流と定住のまちづくり

体 系

基本目標Ⅳ 時代を拓く新たな都市経営

重点目標 1 信頼と協働の都市経営を目指して

個別目標 1 協働による都市経営

- 1 市民参画と協働の推進（市民参画の推進 市民提案制度）
- 2 市民・議会・行政の信頼関係の醸成

個別目標 2 市民の目線による都市経営

- 1 市民との情報の共有化（情報公開・提供 説明責任能力の向上）
- 2 市民意識の把握
- 3 市民本位のサービス提供（窓口 IT 事務処理迅速化 ワンストップサービス）
- 4 行政評価

重点目標 2 自立と連携の自治体を目指して

個別目標 1 地方主権の確立と国・県との連携

（地方分権への対応 地方主権の確立 国・県との連携）

個別目標 2 関係自治体との連携

（広域行政 関係自治体との連携と協働）

重点目標 3 持続可能な行財政運営を目指して

個別目標 1 行政改革の推進

- 1 意欲あふれる柔軟な組織づくり
- 2 民間活力の活用（外部委託 指定管理者）
- 3 行政を評価する仕組みの構築

個別目標 2 財政運営の健全化

- 1 健全財政の確保
- 2 定員管理と給与の適正化
- 3 施設の統廃合と施策の重点化

◆各論の構成

各論は、個別目標の柱ごとに、「現状と課題」、「施策展開の基本方針」を示すとともに、「10 年後のまちの姿」や「まちづくりの指標」により達成された状態や目標をわかりやすく表現し、「施策の体系図」と「主要施策」等を示すことにより、個別施策の展開方法を示します。

各論の構成イメージ

個別目標1 ○○○○の推進

◆ 現状と課題

※個別目標に関する現状と課題を整理します。

◆ 基本方針

※施策展開の基本的な方針を示します。

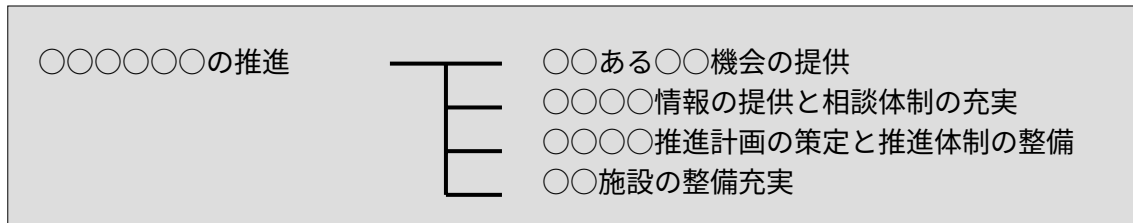
◆ 10 年後のまちの姿

※施策展開によって達成されたまちの姿の状態を示します。「まちづくりの指標」とあわせて、計画の達成された状態を示すことにより、計画の達成状況を図るための指標とします。

- 全てのライフステージに応じて、○○や○○ができる情報や機会が得られている。
- 多くの人が○○でき○○○○を持っている。
- ができています。

◆ 施策の体系図

※施策展開の方向性を体系化して示します。



◆ まちづくりの指標

※個別目標の達成状態を示すための代表的な指標を設定します。計画策定時にデータが存在しない場合や数値による目標設定が困難な場合は、向上等の表現により方向性を示すことにします。

◆ 主要施策

※個別目標を達成するための主要な施策について、施策の概要について示します。

また、可能な限り実施主体や目標年次等についても明らかにしていきます。

(1) ○○ある○○機会の提供

_____します。

- ①○○○○○○と○○制度の実施
- ②○○○○による○○○○機会の提供
- ③
- ④

(2) ○○○○情報の提供と相談体制の充実

_____します。

- ①
- ②

第5章 財政計画

※計画期間である 5 カ年の財政計画を示すことにより、計画的な財政運営を進めます。

第6章 地域別整備計画

活力ある地域社会を創出するためには、それぞれの地域が持つ個性を活かした施策の展開を図るとともに、地域間における役割分担と相互連携を進める必要があります。

このため、地域の課題や有位性に基づく地域の振興方向を示すことにより、市民参画による地域づくりを推進します。

地域の設定にあたっては、共通する地域特性や地理的条件、都市機能、地域住民のコミュニティ意識などから、新市建設計画において設定した、岩田・三輪・塩田・東荷・岩田立野地区からなる東部地域（大和地域）、浅江・島田地区からなる西部地域、室積・光井地区からなる南部地域、三井・周防・上島田地区からなる北部地域の4つの地域とします。

（参考：地域区分）

